

令和 8 年 4 月

教育警察常任委員会説明資料
(令和 8 年度業務概況及び主要事業)

教育警察常任委員会
(警察本部)

～ 目 次 ～

○ 幹部職員名簿（警察本部・警察署）

○ 警務部関係

第 1 熊本県警察の組織	1
第 2 運営方針	5
第 3 運営重点及び推進施策	5
第 4 警察予算	6
第 5 警察施設の現状	7
第 6 優秀な人材の確保	7
第 7 県民への情報発信	10
第 8 犯罪被害者支援の充実強化	10
第 9 警察安全相談業務の現状	11
第 10 留置施設	12
第 11 警察学校における採用時教養	13

○ 生活安全関係

第 1 県民を犯罪等から守る取組の推進	14
第 2 少年の非行防止と保護対策の推進等	20
第 3 人身安全関連事案対策	22
第 4 生活環境事犯の検挙状況等	26
第 5 サイバー犯罪の検挙状況等	28
第 6 地域警察活動	29
第 7 通信指令業務	31

○ 刑事部関係

第 1 刑法犯の検挙状況等	33
第 2 重要犯罪の検挙状況等	34
第 3 重要窃盗犯の検挙状況等	35
第 4 知能犯の検挙状況等	36
第 5 組織犯罪対策の推進	37
第 6 国際・薬物銃器対策の推進	41

○ 交通部関係

第 1 交通事故情勢	43
第 2 総合的な交通事故防抑止対策	46
第 3 その他	51

○ 警備部関係

第 1 情勢に対応した警護警備の徹底	53
第 2 大規模災害等緊急事態対策の強化	54
第 3 経済安全保障対策の推進	57
第 4 大規模警備を見据えた警備諸対策の推進	59

幹 部 職 員 名 簿

警察本部長	佐藤 昭一
-------	-------

警務部長	渡邊 一郎
生活安全部長	高波 進治
刑事部長	松見 恵一郎
交通部長	堀田 博士
警備部長	東 勘太郎
首席監察官	渋谷 明紀
警察学校長	福岡 淳一

警務部

参事官兼総務課長	水島 護
参事官兼警務課長	江上 英樹
理事官兼監察課長	月田 邦相
理事官兼会計課長	橋本 康
理事官兼情報管理課長	石田 修三
理事官兼広報民課長	後藤 亨正
理事官兼留置管理課長	佐藤 省二
教養課長	高瀬 肅教
厚生課長	出口 裕子

生活安全部

参事官兼生活安全企画課長	古城 大一
参事官兼地域課長	寺田 裕一
理事官兼人身安全対策課長	三宅 晶子
生活環境課長	那須 大輔
サイバー犯罪対策課長	辻 直樹
通信指令課長	釜賀 ルミ

刑事部

参事官兼刑事企画課長	東田 智裕
参事官兼組織犯罪対策課長	石 躍孝三
理事官兼捜査第一課長	山本 健次
理事官兼国際・薬物銃器対策課長	丸山 修
捜査支援分析課長	黒木 英文
捜査第二課長	石原 葉月
鑑識課長	清田 恭弘
科学捜査研究所長	有 働智大

交通部

参事官兼交通企画課長	井上 賢二
参事官(運転免許センター長)	松本 建治
理事官兼交通規制課長	岸森 法夫
交通指導課長	江原 慎
運転免許課長	木下 智啓
運転免許試験課長	藁田 充
交通機動隊長	米村 法数
高速道路交通警察隊長	伊藤 英俊

警備部

参事官兼警備第一課長	川上 史泰
参事官兼大規模警備対策室長	村田 英史
警備第二課長	河野 博仁
外事課長	光永 剛
機動隊長	東 栄太

警察署

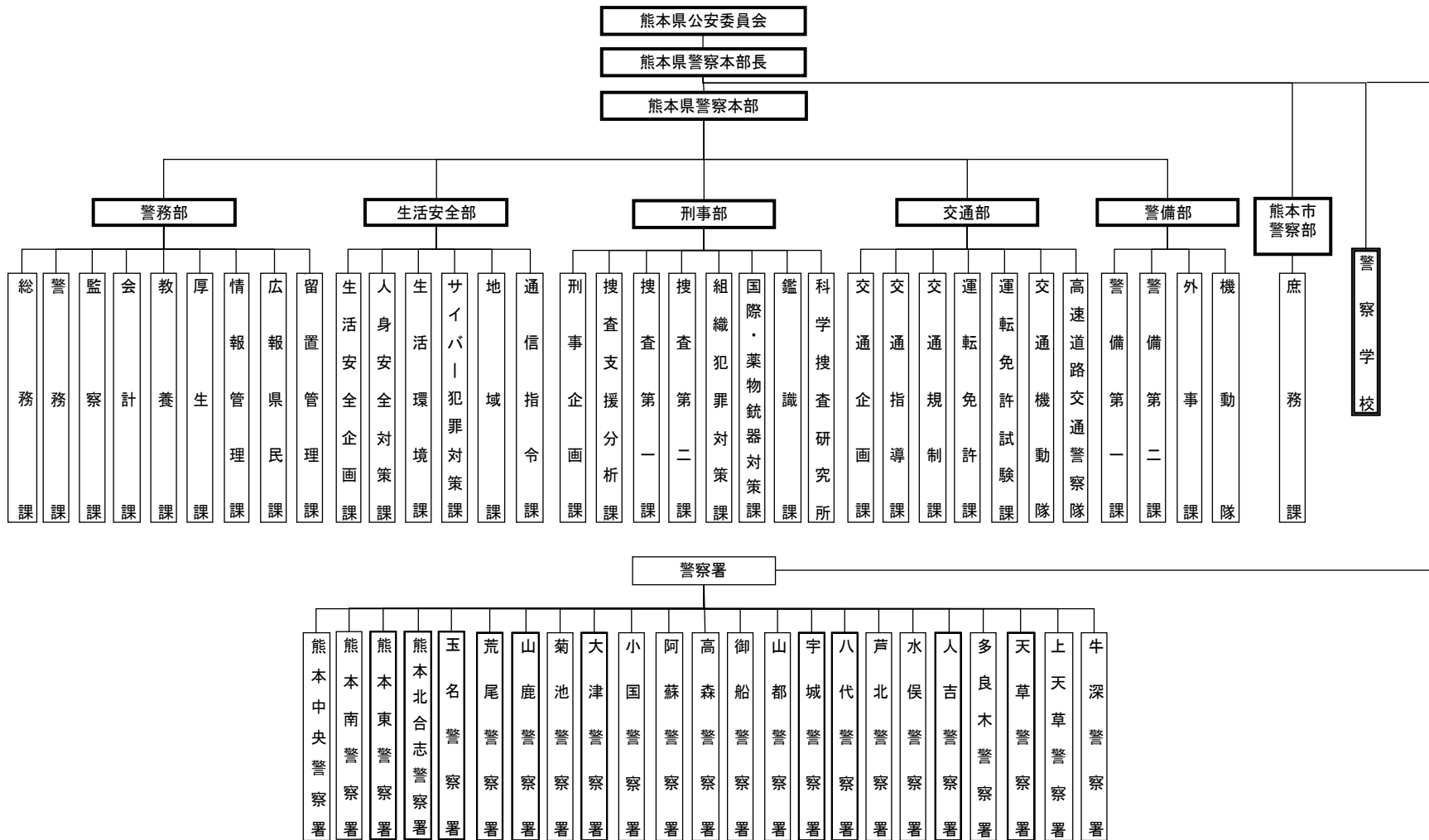
熊本中央警察署長	合瀬 勝彦
熊本南警察署長	大島 誠吾
熊本東警察署長	木嶋 直高
熊本北合志警察署長	平木 強史
玉名警察署長	山本 康祐
荒尾警察署長	馬場 泰臣
山鹿警察署長	藤内 智実
菊池警察署長	松田 敏
大津警察署長	大藪 浩樹
小国警察署長	大谷 秀樹
阿蘇警察署長	佐藤 公紀
高森警察署長	緒方 公一
御船警察署長	杉原 勇人
山都警察署長	星子 雅利
宇城警察署長	白石 幸二
八代警察署長	大城 戸一也
芦北警察署長	野田 清高
水俣警察署長	近藤 哲舟
人吉警察署長	中山 義久
多良木警察署長	本島 才生
天草警察署長	堀 雅博
上天草警察署長	本田 康裕
牛深警察署長	森田 卓巳

【 警務部 】 業 務 概 況

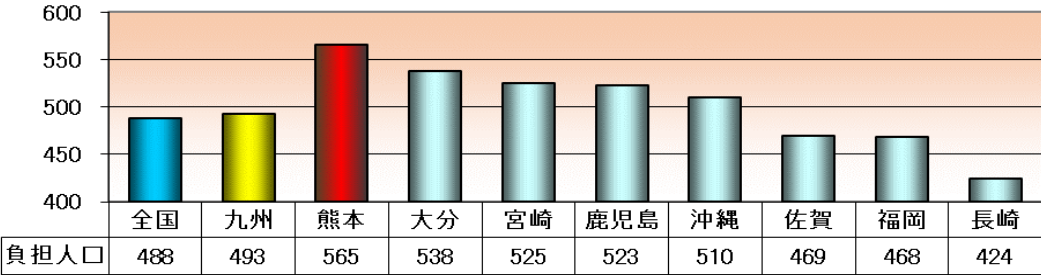
項 目	内 容				備 考
第1 熊本県警察の組織	1 公安委員会（令和8年4月1日現在）				
委 員		年 齢	任 期	職 業	
委員長	かい たかひろ 甲斐 隆博	7 4 歳	令和8年6月30日(2期目)	株式会社肥後銀行 顧問	
委員	のぐち きょうこ 野口 恭子	6 6 歳	令和9年6月30日(1期目)	元熊本市北区長	
委員	おの ながと 小野 長門	6 6 歳	令和8年7月1日(3期目)	崇城大学理事・学長	
委員	みやお ちかこ 宮尾 千加子	6 7 歳	令和9年7月30日(2期目)	元熊本県教育長	
委員	よしだ けんいち 吉田 賢一	7 0 歳	令和10年10月7日(2期目)	弁護士	

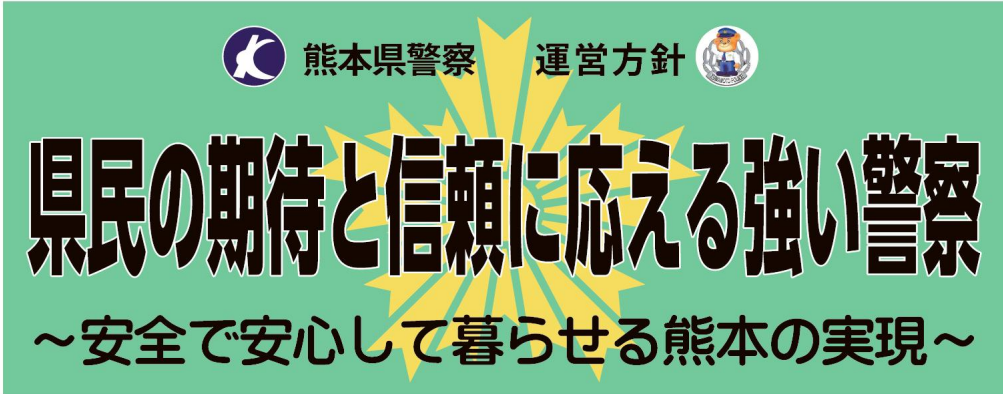
2 県警察の組織（令和8年4月1日現在）

警察本部（5部34所属）、熊本市警察部（1所属）、警察学校及び警察署（23署（60交番、2警備派出所及び110駐在所））



項 目	内 容			備 考
	3 警察職員の条例定数（令和8年4月1日現在）			
	区 分	定 数	備 考	
	警 察 官	警視	1 1 4	警察改革以降の本県の警察官増員状況 ・ 平成14年度 90人 ・ 平成15年度 50人 ・ 平成16年度 25人 ・ 平成17年度 30人 ・ 平成18年度 30人 ・ 平成19年度 30人 ・ 平成20年度 0人 ・ 平成21年度 12人 ・ 平成22年度 4人 ・ 平成23年度 3人 ・ 平成24年度 7人 ・ 平成25年度 11人 ・ 平成26年度 0人 ・ 平成27年度 12人 ・ 平成28年度 13人 ・ 平成29年度 15人 ・ 平成30年度 ～ 0人 令和6年度 ・ 令和7年度 7人 ・ 令和8年度 7人 合 計 3 4 6 人
警部		2 3 7		
警部補 (巡査部長を含む。)		1, 8 1 9		
巡査		9 5 1		
	小計	3, 1 2 1		
	警察行政職員	4 2 1		
	合計	3, 5 4 2		

項 目	内 容	備 考																						
	<p>4 警察官一人当たりの負担人口（令和7年4月1日現在）</p> <p>本県警察官一人当たりの負担人口は565人であり、九州第1位、全国第11位の高い負担となっている。</p>  <table border="1" data-bbox="645 662 1682 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>九州</th> <th>熊本</th> <th>大分</th> <th>宮崎</th> <th>鹿児島</th> <th>沖縄</th> <th>佐賀</th> <th>福岡</th> <th>長崎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担人口</td> <td>488</td> <td>493</td> <td>565</td> <td>538</td> <td>525</td> <td>523</td> <td>510</td> <td>469</td> <td>468</td> <td>424</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本県警察官一人当たりの負担人口を、全国平均の488人にするためには、警察官を489人増員する必要がある。</p> <p>※ この負担人口は、令和6年1月1日現在の外国人住民を含む県内人口を、令和7年4月1日現在の警察官政令定数（3,056人）で除して算出したもの</p> <p>5 職員の年齢構成比等（令和8年4月1日現在）</p> <p>50歳以上の職員の占める割合が全体の17.4%（前年比+1.0ポイント）、40歳代の職員が29.4%（前年比-0.3ポイント）、30歳代の職員が29.8%（前年比-0.8ポイント）、30歳未満の割合が23.4%（前年比+0.1ポイント）、平均年齢については、38.5歳（警察官38.1歳、警察行政職員41.9歳）となっている。</p> <p>また、女性職員の占める割合は、全体の17.9%で、その内訳は、警察官が379人（育児休業者を含む。）（12.0%）、警察行政職員が245人（63.3%）となっている。</p>		全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎	負担人口	488	493	565	538	525	523	510	469	468	424	
	全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎														
負担人口	488	493	565	538	525	523	510	469	468	424														

項 目	内 容	備 考
第2 運営方針	<p>県民の期待と信頼に応える強い警察 ～安全で安心して暮らせる熊本の実現～</p> 	
第3 運営重点及び推進施策	<p>1 令和8年運営重点及び推進施策 令和8年運営重点及び推進施策については、令和7年の治安対策の取組結果、県民の治安へのニーズ等を踏まえ、令和8年中における治安対策の指針として策定した。</p> <p>2 構成 次に掲げる5の運営重点を設定するとともに、これらを踏まえた26の推進施策を示す構成としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の起きにくい社会づくり ・県民生活を脅かす犯罪の取締り ・安全かつ快適な交通の確保 ・災害等から県民を守る活動の推進 ・県民の期待と信頼に応える強い組織づくり 	

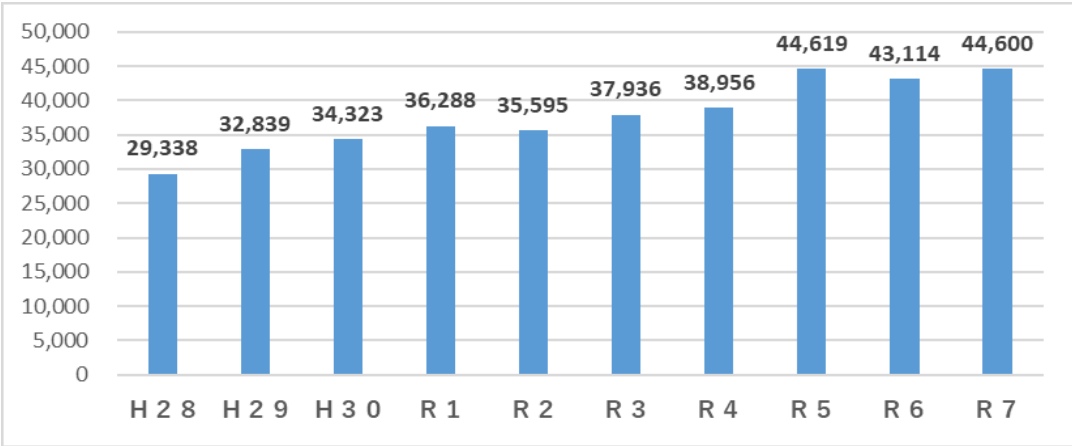
項 目	内 容					備 考	
第4 警察予算	1 当初予算額の推移 (百万円)					※ 災害復旧費を含む 合計額 ※ 令和6年度は骨格 及び肉付け予算の合 計額	
	警察予算額	令和4年度 40,026	令和5年度 39,940	令和6年度 42,916	令和7年度 45,114		令和8年度 46,312
	伸び率(%)	3.8	-0.2	7.5	5.1		2.7
	人 件 費	29,205	29,589	31,419	32,786		34,348
	人件費の割合(%)	73.0	74.1	73.2	72.7		74.2
	県(一般会計)予算額	903,043	913,590	856,148	844,797		935,336
	伸び率(%)	4.4	1.2	-6.3	-1.3		10.7
	県予算に占める割合(%)	4.4	4.4	5.0	5.3		5.0
	2 令和8年度の主な事業						
	(1) 令和7年8月豪雨からの復旧・復興						
	ア 水没した警察車両3台の更新経費【新】	1,411万2千円					
	(2) くまもと新時代共創総合戦略の推進						
	ア 被害児童等に対する「司法面接」への的確な対応	28万6千円					
	イ 刑事手続IT化等の警察業務の高度化への対応【新】	4億1,558万3千円					
	ウ マイナ免許証保有者の利便性向上のための機器整備【新】	3,793万6千円					
	エ 国道57号等の主要幹線道路における信号制御の最適化	3,432万円					
	オ 災害用ドローン等の資機材整備【拡】	944万円					
	カ 「ワルモン対策隊」の結成や防犯アプリの導入【新】	4,935万4千円					
	キ ストーカー被害者等を守るための緊急通報装置の増台【拡】	97万9千円					
	ク サイバー犯罪捜査官の育成強化のための研修機会の充実【拡】	198万2千円					
ケ 的確な捜査支援強化のための捜査情報集約システムの構築【新】	9,732万4千円						
(3) 警察基盤の強化							
ア 多良木警察署移転建て替え整備(令和9年度竣工予定)	9,746万5千円						
イ 花畑交番の現地建て替え整備(令和8年7月竣工予定)	1億1,769万1千円						

項 目	内 容	備 考																																																				
第5 警察施設の現状	<p>警察施設（334施設）のうち30.8%が耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、長寿命化、統廃合、民間資金を活用した整備手法の導入等、多角的な検討が必要である（令和8年2月28日現在）。</p> <p>なお、多良木警察署の建て替えを令和6年度から4か年計画で整備しており、現在は移転先の用地購入、設計委託業務が完了し、令和9年度の完成を目指している。</p> <table border="1" data-bbox="674 528 1574 858"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">経 過 年 数</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">耐用年数 超過数</th> <th rowspan="2">超過率</th> </tr> <tr> <th>20年未満</th> <th>20～29年</th> <th>30～39年</th> <th>40年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察署</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>4</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>交 番</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>62</td> <td>8</td> <td>12.9%</td> </tr> <tr> <td>駐在所</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>110</td> <td>21</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>職員宿舎</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>26</td> <td>75</td> <td>139</td> <td>70</td> <td>50.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> <td>80</td> <td>56</td> <td>106</td> <td>334</td> <td>103</td> <td>30.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 過 年 数				計	耐用年数 超過数	超過率	20年未満	20～29年	30～39年	40年以上	警察署	5	2	5	11	23	4	17.4%	交 番	20	18	13	11	62	8	12.9%	駐在所	45	44	12	9	110	21	19.1%	職員宿舎	22	16	26	75	139	70	50.4%	計	92	80	56	106	334	103	30.8%	※ 「交番」には「2警備派出所」を含む。
区 分	経 過 年 数				計	耐用年数 超過数				超過率																																												
	20年未満	20～29年	30～39年	40年以上																																																		
警察署	5	2	5	11	23	4	17.4%																																															
交 番	20	18	13	11	62	8	12.9%																																															
駐在所	45	44	12	9	110	21	19.1%																																															
職員宿舎	22	16	26	75	139	70	50.4%																																															
計	92	80	56	106	334	103	30.8%																																															
第6 優秀な人材の確保	<p>1 優秀な人材の確保</p> <p>優秀な人材を確保するため、最新の採用情勢の把握と分析を行い、アピールすべき対象を選定した上で、情報発信力の高いSNS等の活用、対象者の要望に沿った丁寧な業務説明等を通じて、警察の魅力ややりがいを効果的にアピールするなど、採用募集活動の強化を図っている。</p> <p>2 退職警察官等の活用</p> <p>現場執行力を維持・強化するための施策の一環として、退職したベテラン警察職員を、暫定再任用職、定年前再任用短時間勤務職員又は会計年度任用職員として任用することにより、これまで培った知識・技能を現場の活動や若手警察官への技能伝承に活用している。</p>																																																					

項 目	内 容	備 考																				
	<p>3 女性の活躍促進</p> <p>熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画）を策定し、令和13年度当初までに女性警察官の割合を14%以上とする目標を掲げるなど、女性の活躍をはじめ全ての職員がやりがいを持って働けることができる職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>4 強い組織づくりの推進</p> <p>(1) 若手警察官の早期戦力化</p> <p>採用時教養修了から3年目までの警察官を「若手警察官」と定義して、現場を想定したロールプレイング方式による実戦的総合訓練の反復実施、ベテラン職員の豊富な知識・技能等を継承するための伝承教養等を通じて若手警察官の早期戦力化への取組を強化している。</p> <p>(2) 幹部の指揮能力等の向上</p> <p>各級昇任時教養において、重大事案を想定した現場対応指揮訓練を実施するほか、捜査現場における実務研修、幹部研修等を通じて、現場活動の要である幹部の指揮能力等の向上を図っている。</p> <p>(令和7年度の各級昇任時教養実施状況一覧表)</p> <table border="1" data-bbox="689 895 1686 1145"> <thead> <tr> <th>昇任時教養の種別</th> <th>研 修 先</th> <th>期 間</th> <th>研修人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警部任用科（本課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>8週間</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>同上（特別短期課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>2週間</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>警部補任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>6週間</td> <td>51人</td> </tr> <tr> <td>巡査部長任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>5週間</td> <td>62人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 各部門ごとの警察活動に必要な知識及び技能の習得</p> <p>特定業務の分野に関する高度な専門知識及び技能を習得させるため、警察学校において教育訓練を行い、職務執行能力の向上を図っている。</p> <p>(4) 職務倫理教養の推進</p> <p>警察職員の誇りと使命感の醸成に資する職務倫理の涵養を図るため、教養素材や資料を提供し、各所属における指導教養の推進を図っている。</p>	昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員	警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間	24人	同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	6人	警部補任用科	九州管区警察学校	6週間	51人	巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間	62人	<p>※ 研修期間については、情勢を踏まえ、警察庁が設定している。</p>
昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員																			
警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間	24人																			
同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	6人																			
警部補任用科	九州管区警察学校	6週間	51人																			
巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間	62人																			

項 目	内 容	備 考
	<p>(5) 術科訓練等の効果的な推進</p> <p>ア 術科技能の向上</p> <p>交番等における勤務中や現場臨場時に襲撃される事案等、昨今の警察を取り巻く環境を踏まえて必要と認められる場面を設定し、実戦的な対処訓練を行うとともに、各警察署の術科指導者の指導力強化を図っている。</p> <p>また、警察官が現場活動において、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するために必要な総合対処技能を向上させるための総合対処法訓練を推進している。</p> <p>イ 運転訓練の推進</p> <p>警察職員の運転技術の向上及び公用車の交通事故防止を図るため、各所属において実技指導等を推進するとともに、運転技能認定審査を行っている。</p>	<p>○ 熊本県警察術科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道 ・剣道 ・逮捕術 ・拳銃 ・点検教練 ・救急法

項 目	内 容	備 考																
第7 県民への情報発信	<p>1 広報誌「熊本のまもり」の発行 県警察の活動内容を分かりやすく紹介し、警察活動に対する県民の理解と協力を得るための広報誌として昭和59年から発行</p> <p>2 広報啓発活動等の現状</p> <p>(1) インターネット等を活用した広報 ア 県警ホームページ、YouTube等を通じた警察活動の紹介 イ ゆっぴー安心メールによる犯罪情報や行方不明者情報の提供</p> <p>(2) マスメディア等と連携した広報 新聞における防犯及び交通事故防止のための情報連載、テレビのニュース番組における防犯情報の紹介等</p> <p>3 熊本県警察音楽隊の活動 昭和27年11月に発足した熊本県警察音楽隊は、現在、隊長以下28人による吹奏楽団であり、警察と県民の音の架け橋として、演奏活動を通じた広報啓発活動を実施している。</p>	<p>○ 令和8年の発行部数 一般用 8,000部 子供用 24,000部</p> <p>○ 音楽隊派遣演奏回数 ・令和7年 65回 (-5回) ・令和8年2月末 16回 (+6回)</p>																
第8 犯罪被害者支援の充実強化	<p>警察は、事件・事故の被害発生直後から被害者等と密接に関わる機関であることから、被害者支援要員制度、経済的・精神的負担軽減のための公費支出制度等の各種施策を通じ、被害者等の二次的被害の防止・軽減に向けた取組を推進している。</p> <p>また、被害者等の多様なニーズに対応し、途切れのないきめ細やかな支援活動を実現するために、関係機関・団体との被害者支援ネットワークを構築しており、特に犯罪被害者等早期援助団体として熊本県公安委員会から指定を受けている「公益社団法人くまもと被害者支援センター」との連携を密にしている。</p> <p>○公益社団法人くまもと被害者支援センターの活動状況</p> <table border="1" data-bbox="600 1157 1187 1369"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>相談件数</th> <th>直接支援</th> <th>専門相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年</td> <td>1,734</td> <td>316</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>1,591</td> <td>343</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-143</td> <td>+27</td> <td>-14</td> </tr> </tbody> </table>	内容	相談件数	直接支援	専門相談	令和6年	1,734	316	60	令和7年	1,591	343	46	増減	-143	+27	-14	<p>○ 公益社団法人くまもと被害者支援センターへの情報提供件数 ・令和7年 37件 (+6件) ・令和8年2月末 2件 (-2件)</p> <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>※<u>直接支援</u>：警察署、検察庁、裁判所等への付添い、病院受診支援、自宅訪問等</p> <p>※<u>専門相談</u>：法律相談・心理相談</p>
内容	相談件数	直接支援	専門相談															
令和6年	1,734	316	60															
令和7年	1,591	343	46															
増減	-143	+27	-14															

項 目	内 容	備 考																																																														
第9 警察安全相談業務の現状	<p>1 警察安全相談受理件数の推移</p>  <p>2 部門別受理状況</p> <table border="1" data-bbox="629 863 1693 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 門</th> <th colspan="2">令和6年</th> <th colspan="2">令和7年</th> <th colspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>件数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活安全</td> <td>29,473</td> <td>68.4%</td> <td>29,606</td> <td>66.4%</td> <td>133</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>刑 事</td> <td>8,152</td> <td>18.9%</td> <td>9,444</td> <td>21.2%</td> <td>1,292</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>交 通</td> <td>4,144</td> <td>9.6%</td> <td>4,233</td> <td>9.5%</td> <td>89</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>総務・警務</td> <td>472</td> <td>1.1%</td> <td>322</td> <td>0.7%</td> <td>-150</td> <td>-31.8%</td> </tr> <tr> <td>警 備</td> <td>27</td> <td>0.1%</td> <td>28</td> <td>0.1%</td> <td>1</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>846</td> <td>2.0%</td> <td>967</td> <td>2.2%</td> <td>121</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,114</td> <td>100.0%</td> <td>44,600</td> <td>100.0%</td> <td>1,486</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年は前年比1,486件増加 ※ 部門別では生活安全部門の相談が全体の約66.4%を占めている。</p>	部 門	令和6年		令和7年		増減		件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率	生活安全	29,473	68.4%	29,606	66.4%	133	0.5%	刑 事	8,152	18.9%	9,444	21.2%	1,292	15.8%	交 通	4,144	9.6%	4,233	9.5%	89	2.1%	総務・警務	472	1.1%	322	0.7%	-150	-31.8%	警 備	27	0.1%	28	0.1%	1	3.7%	その他	846	2.0%	967	2.2%	121	14.3%	合計	43,114	100.0%	44,600	100.0%	1,486	3.4%	<p>【令和8年2月末現在】 ○ 相談受理件数 6,056件 (-385件) ※ ()内は前年同期比</p>
部 門	令和6年		令和7年		増減																																																											
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率																																																										
生活安全	29,473	68.4%	29,606	66.4%	133	0.5%																																																										
刑 事	8,152	18.9%	9,444	21.2%	1,292	15.8%																																																										
交 通	4,144	9.6%	4,233	9.5%	89	2.1%																																																										
総務・警務	472	1.1%	322	0.7%	-150	-31.8%																																																										
警 備	27	0.1%	28	0.1%	1	3.7%																																																										
その他	846	2.0%	967	2.2%	121	14.3%																																																										
合計	43,114	100.0%	44,600	100.0%	1,486	3.4%																																																										

項 目	内 容	備 考
第10 留置施設	<p>1 留置施設</p> <p>(1) 常設留置施設 警察本部直轄留置施設及び8警察署</p> <p>(2) 非常設留置施設 6警察署</p> <p>(3) 収容率（令和8年2月末現在の最大収容可能人数に対する延べ人数の割合）</p> <p>ア 全常設留置施設 ～ 24.0%（前年同期比－11.7ポイント）</p> <p>イ 熊本市内4留置施設 ～ 28.5%（前年同期比－12.0ポイント）</p> <p>2 適正な留置業務の推進 留置施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の基本的人権に配慮した適正な処遇を行い、被留置者に係る各種事故防止を推進している。</p>	<p>※ 常設留置施設とは看守勤務員が常勤し、常に留置施設を開設している警察署等のことをいう。</p> <p>※ 非常設留置施設とは、留置施設を有するが、看守勤務員が配置されておらず、原則として被疑者を常設留置施設に委託して留置する警察署のことをいう。</p> <p>※ 熊本市内4留置施設とは、本部留置施設のほか、熊本中央、熊本南及び熊本北合志警察署の留置施設のことをいう。</p>

項 目	内 容					備 考																												
第11 警察学校における採用時教養	1 初任科生・初任補修科生の状況（令和8年度）					※ 人員欄の（ ）内は、女性の内数 ※ 職場実習は、地域実習約2月及び捜査実習約1月のほか若干（数日間）の部門別実習で構成される。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="658 284 869 336">課 程 名</th> <th data-bbox="869 284 1144 336">人 員</th> <th data-bbox="1144 284 1290 336">期 間</th> <th colspan="2" data-bbox="1290 284 1615 336">実日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="658 336 869 435" rowspan="2">初 任 科</td> <td data-bbox="869 336 1144 384">3 1 7 期（短期）</td> <td data-bbox="1144 336 1290 384">49（17）</td> <td data-bbox="1290 336 1469 384">4/1～9/29</td> <td data-bbox="1469 336 1615 384">121</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 384 1144 435">3 1 7 期（長期）</td> <td data-bbox="1144 384 1290 435">58（22）</td> <td data-bbox="1290 384 1469 435">4/1～1/29</td> <td data-bbox="1469 384 1615 435">201</td> </tr> <tr> <td data-bbox="658 435 869 534" rowspan="2">初任補修科</td> <td data-bbox="869 435 1144 483">5 3 期（長期）</td> <td data-bbox="1144 435 1290 483">39（13）</td> <td data-bbox="1290 435 1469 483">5/11～7/31</td> <td data-bbox="1469 435 1615 483">59</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 483 1144 534">5 4 期（短期）</td> <td data-bbox="1144 483 1290 534">49（17）</td> <td data-bbox="1290 483 1469 534">1/18～3/19</td> <td data-bbox="1469 483 1615 534">43</td> </tr> <tr> <td data-bbox="658 534 869 587">警察行政職員</td> <td data-bbox="869 534 1144 587">4 1 期</td> <td data-bbox="1144 534 1290 587">19（18）</td> <td data-bbox="1290 534 1469 587">4/1～4/27</td> <td data-bbox="1469 534 1615 587">19</td> </tr> </tbody> </table>						課 程 名	人 員	期 間	実日数		初 任 科	3 1 7 期（短期）	49（17）	4/1～9/29	121	3 1 7 期（長期）	58（22）	4/1～1/29	201	初任補修科	5 3 期（長期）	39（13）	5/11～7/31	59	5 4 期（短期）	49（17）	1/18～3/19	43	警察行政職員	4 1 期	19（18）	4/1～4/27	19
	課 程 名	人 員	期 間	実日数																														
	初 任 科	3 1 7 期（短期）	49（17）	4/1～9/29	121																													
		3 1 7 期（長期）	58（22）	4/1～1/29	201																													
	初任補修科	5 3 期（長期）	39（13）	5/11～7/31	59																													
		5 4 期（短期）	49（17）	1/18～3/19	43																													
	警察行政職員	4 1 期	19（18）	4/1～4/27	19																													
	2 採用時教養の期間（警察官）																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="658 667 904 715">区分</th> <th data-bbox="904 667 1066 715">初任科</th> <th data-bbox="1066 667 1227 715">職場実習</th> <th data-bbox="1227 667 1379 715">初任補修科</th> <th data-bbox="1379 667 1532 715">実戦実習</th> <th data-bbox="1532 667 1693 715">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="658 715 904 767">短期（大卒）</td> <td data-bbox="904 715 1066 767">6か月</td> <td data-bbox="1066 715 1227 767">3か月</td> <td data-bbox="1227 715 1379 767">2か月</td> <td data-bbox="1379 715 1532 767">4か月</td> <td data-bbox="1532 715 1693 767">15か月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="658 767 904 818">長期（大卒以外）</td> <td data-bbox="904 767 1066 818">10か月</td> <td data-bbox="1066 767 1227 818">3か月</td> <td data-bbox="1227 767 1379 818">3か月</td> <td data-bbox="1379 767 1532 818">5か月</td> <td data-bbox="1532 767 1693 818">21か月</td> </tr> </tbody> </table>						区分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計	短期（大卒）	6か月	3か月	2か月	4か月	15か月	長期（大卒以外）	10か月	3か月	3か月	5か月	21か月										
区分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計																													
短期（大卒）	6か月	3か月	2か月	4か月	15か月																													
長期（大卒以外）	10か月	3か月	3か月	5か月	21か月																													
3 初任科入校中の教養の基本方針 警察官は、逮捕権など強大な権限と拳銃所持が許される特別な公務員であるため、厳正な規律保持、高い倫理観と職務執行力が要求される。 そのため、「強く、正しく、良識ある警察職員の育成」を基本目標とし、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察責務の自覚 ○ 警察職員たるにふさわしい職務倫理観 ○ 警察職員であることの誇りと使命感（ポリスマインド） ○ 地域警察活動に必要な基礎的実務能力（知識・技能） ○ 多様化する警察事象へ対応可能な基本的能力 ○ 強靱な体力と何ものにも屈しない気力 ○ 円満な良識と豊かな人間性 ○ 職業人生における目標実現に向けた自己成長意識の涵養 を重点的に育成する項目として、「向学練武」の校訓のもと、指導を行っている。																																		

【生活安全部】

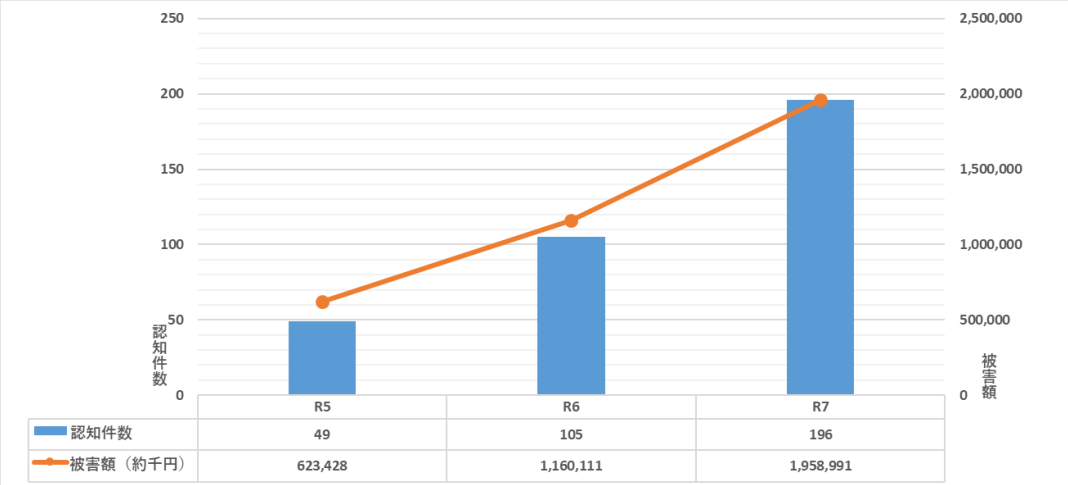
業 務 概 況

項 目	内 容	備 考																																																
<p>第1 県民を犯罪等から守る取組の推進</p>	<p>1 犯罪情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年中の刑法犯認知件数 7, 529件（前年比+807件、+12.0%） ○ 令和5年から3年連続増加 <div data-bbox="607 373 1659 963" style="text-align: center;"> <p>刑法犯認知件数の推移（平成15年～令和7年）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>刑法犯認知件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>28,973</td></tr> <tr><td>H16</td><td>25,628</td></tr> <tr><td>H17</td><td>22,191</td></tr> <tr><td>H18</td><td>20,054</td></tr> <tr><td>H19</td><td>19,553</td></tr> <tr><td>H20</td><td>17,429</td></tr> <tr><td>H21</td><td>17,015</td></tr> <tr><td>H22</td><td>15,309</td></tr> <tr><td>H23</td><td>14,045</td></tr> <tr><td>H24</td><td>13,104</td></tr> <tr><td>H25</td><td>12,836</td></tr> <tr><td>H26</td><td>10,879</td></tr> <tr><td>H27</td><td>10,274</td></tr> <tr><td>H28</td><td>8,923</td></tr> <tr><td>H29</td><td>8,288</td></tr> <tr><td>H30</td><td>6,932</td></tr> <tr><td>R1</td><td>6,498</td></tr> <tr><td>R2</td><td>5,081</td></tr> <tr><td>R3</td><td>5,187</td></tr> <tr><td>R4</td><td>4,944</td></tr> <tr><td>R5</td><td>6,174</td></tr> <tr><td>R6</td><td>6,722</td></tr> <tr><td>R7</td><td>7,529</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>2 地域社会と連携した犯罪の起きにくい環境づくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯インフラの整備促進 <ol style="list-style-type: none"> ア 熊本県警察街頭防犯カメラシステムの効果的な設置と適切な運用 イ 自治体、関係機関・団体、事業者等に対する防犯カメラ及び防犯設備の整備促進 (2) 効果的な防犯情報の提供 <ol style="list-style-type: none"> ア 「ゆっぴー安心メール」、SNS、防災行政無線等を活用した効果的な防犯情報の提供 イ 自治体、教育委員会、学校等との連絡体制の強化 (3) 防犯ボランティアへの活動支援 <p>若い世代の防犯ボランティア活動の活性化と防犯ボランティア団体への継続的な物的支援</p> 	年度	刑法犯認知件数	H15	28,973	H16	25,628	H17	22,191	H18	20,054	H19	19,553	H20	17,429	H21	17,015	H22	15,309	H23	14,045	H24	13,104	H25	12,836	H26	10,879	H27	10,274	H28	8,923	H29	8,288	H30	6,932	R1	6,498	R2	5,081	R3	5,187	R4	4,944	R5	6,174	R6	6,722	R7	7,529	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯認知件数 <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数1,213件（+190件） 増減率 +18.6% ※（）内は前年同期比 ※ 刑法犯認知件数警察において認知した刑法犯の発生件数をいう。 ○ 熊本県警察街頭防犯カメラシステム <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市繁華街 20台 ・熊本駅周辺 20台 ・大津菊陽地域 10台 ・荒尾玉名地域 20台
年度	刑法犯認知件数																																																	
H15	28,973																																																	
H16	25,628																																																	
H17	22,191																																																	
H18	20,054																																																	
H19	19,553																																																	
H20	17,429																																																	
H21	17,015																																																	
H22	15,309																																																	
H23	14,045																																																	
H24	13,104																																																	
H25	12,836																																																	
H26	10,879																																																	
H27	10,274																																																	
H28	8,923																																																	
H29	8,288																																																	
H30	6,932																																																	
R1	6,498																																																	
R2	5,081																																																	
R3	5,187																																																	
R4	4,944																																																	
R5	6,174																																																	
R6	6,722																																																	
R7	7,529																																																	

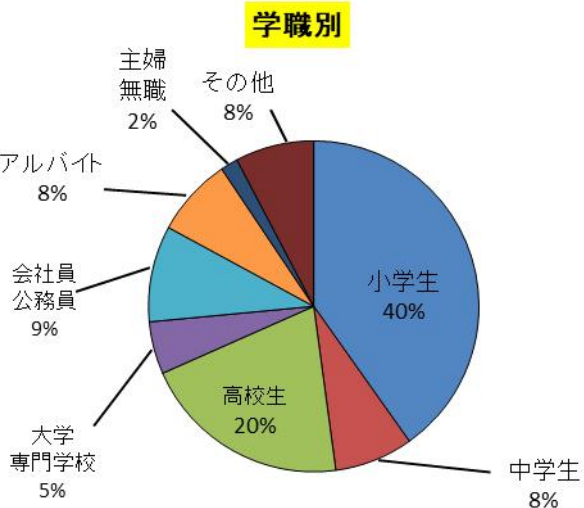
項 目	内 容	備 考																														
	<p>3 繁華街総合対策の推進</p> <p>熊本地震後、熊本市繁華街においては、違法・悪質な風俗業者や執拗な客引き・客待ち行為、いわゆる「ぼったくり」などが大幅に増加したため、平成31年3月、本部生活環境課内に繁華街特別対策室を設置し、違法行為の取締り強化、熊本市や民間団体と連携した取組等の繁華街総合対策を推進した。</p> <p>その結果、客引きに関する110番通報件数や料金トラブルの把握件数が減少するなど一定の効果が認められ、令和5年3月繁華街特別対策室を解体した。</p> <p>現在は、生活安全企画課内に設置した繁華街総合対策推進本部における総合対策を推進しており、今後も、熊本市等関係機関と連携した指導取締りや防犯ボランティア等との合同パトロール等を継続し、風俗環境の悪化を抑止していく。</p> <div data-bbox="645 624 1659 1353" style="text-align: center;"> <p>繁華街情勢の推移（平成29年～令和7年）</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>繁華街情勢の推移（平成29年～令和7年）</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>客引き110番通報件数</th> <th>料金トラブル把握件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>537</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,186</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>502</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>216</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>106</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>70</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>116</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>243</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>293</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 客引き110番通報件数 ● 料金トラブル把握件数</p> </div>	年次	客引き110番通報件数	料金トラブル把握件数	H29	537	219	H30	1,186	211	R1	502	19	R2	216	15	R3	106	17	R4	70	15	R5	116	20	R6	243	13	R7	293	11	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 客引き110番件数 ・件数 30件 (-12件) ○ 料金トラブル件数 ・件数 4件 (+1件) <p>※ ()内は前年同期比</p>
年次	客引き110番通報件数	料金トラブル把握件数																														
H29	537	219																														
H30	1,186	211																														
R1	502	19																														
R2	216	15																														
R3	106	17																														
R4	70	15																														
R5	116	20																														
R6	243	13																														
R7	293	11																														

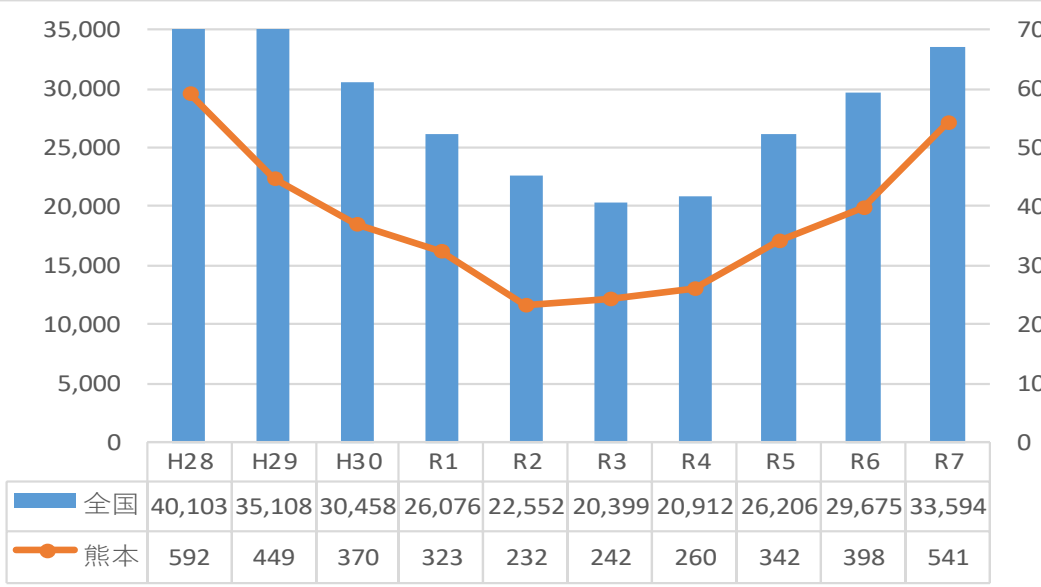
※ 統計は平成29年から

項 目	内 容	備 考																																	
	<p>4 「電話で『お金』詐欺」及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進</p> <p>(1) 「電話で『お金』詐欺」認知状況</p> <p>令和7年中の被害は、認知件数が219件（前年比+106件）、被害額が約11億円（前年比+約6億5,300万円）となり、認知件数・被害額ともに増加した。</p> <p>※ 認知件数・被害額ともに過去10年間で最多</p> <p style="text-align: center;">「電話で『お金』詐欺」の認知件数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="607 991 1570 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 認知件数</td> <td>97</td> <td>145</td> <td>74</td> <td>72</td> <td>41</td> <td>88</td> <td>100</td> <td>104</td> <td>113</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>● 被害額（約千円）</td> <td>330,759</td> <td>216,906</td> <td>116,828</td> <td>131,103</td> <td>49,360</td> <td>171,100</td> <td>329,406</td> <td>274,532</td> <td>446,788</td> <td>1,099,821</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	■ 認知件数	97	145	74	72	41	88	100	104	113	219	● 被害額（約千円）	330,759	216,906	116,828	131,103	49,360	171,100	329,406	274,532	446,788	1,099,821	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 「電話で『お金』詐欺」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 58件 (+17件) ・ 被害金額 約6億5,200万円 (+約3億5,600万円) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>※ 「電話で『お金』詐欺」とは、全国的に使用されている「特殊詐欺」を指す本県独自の用語である。県民に対する広報啓発のために、平成29年10月から「振り込め詐欺等」、令和2年1月から「電話で『お金』詐欺」と定めて使用している。令和5年から新たにSNS型投資・ロマンス詐欺が急増し、「電話で『お金』詐欺」とは別に集計していたが、令和8年1月から、SNS型投資・ロマンス詐欺を含んだ統計として計上する。</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																									
■ 認知件数	97	145	74	72	41	88	100	104	113	219																									
● 被害額（約千円）	330,759	216,906	116,828	131,103	49,360	171,100	329,406	274,532	446,788	1,099,821																									

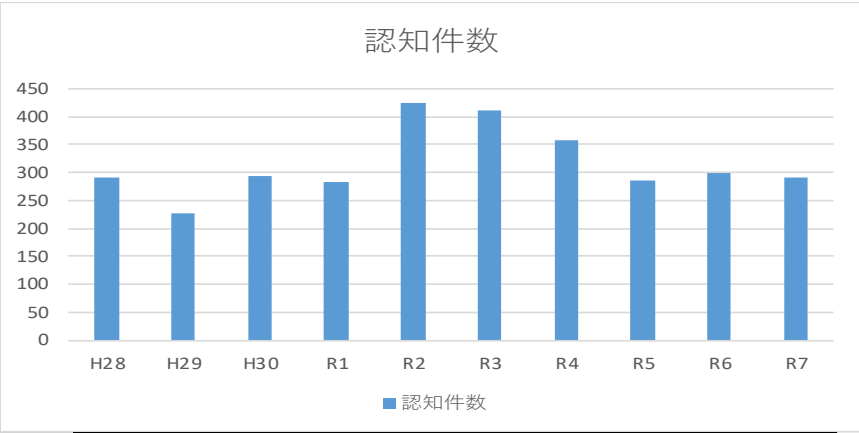
項 目	内 容	備 考												
	<p>(2) SNS型投資・ロマンス詐欺認知状況 令和7年中の被害は、認知件数が196件（前年比+91件）、被害額が約19億5,900万円（前年比+約7億9,900万円）となり、認知件数・被害額ともに増加した。</p> <p style="text-align: center;">SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="645 837 1563 930"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>49</td> <td>105</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>被害額（約千円）</td> <td>623,428</td> <td>1,160,111</td> <td>1,958,991</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R6	R7	認知件数	49	105	196	被害額（約千円）	623,428	1,160,111	1,958,991	
	R5	R6	R7											
認知件数	49	105	196											
被害額（約千円）	623,428	1,160,111	1,958,991											
	<p>(3) 被害防止対策</p> <p>ア 「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター（通称「むさし安心コール」）事業による押収名簿登載者等への電話による注意喚起</p> <p>イ 「ワルモン」を起用したテレビCM、デジタルサイネージ、SNS広告等による最新の手口等に関する情報発信</p> <p>ウ 「犯人からの電話を受けないための対策」の推進</p> <p>エ 金融機関、コンビニエンスストア、携帯電話販売店等と連携した水際対策</p> <p>オ ゆっぴー安心メール・県警ホームページ等による注意喚起</p> <p>カ 「電話で『お金』詐欺」等被害防止対策事業（通称「ワルモン隊」）による広報啓発及び犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策</p>													

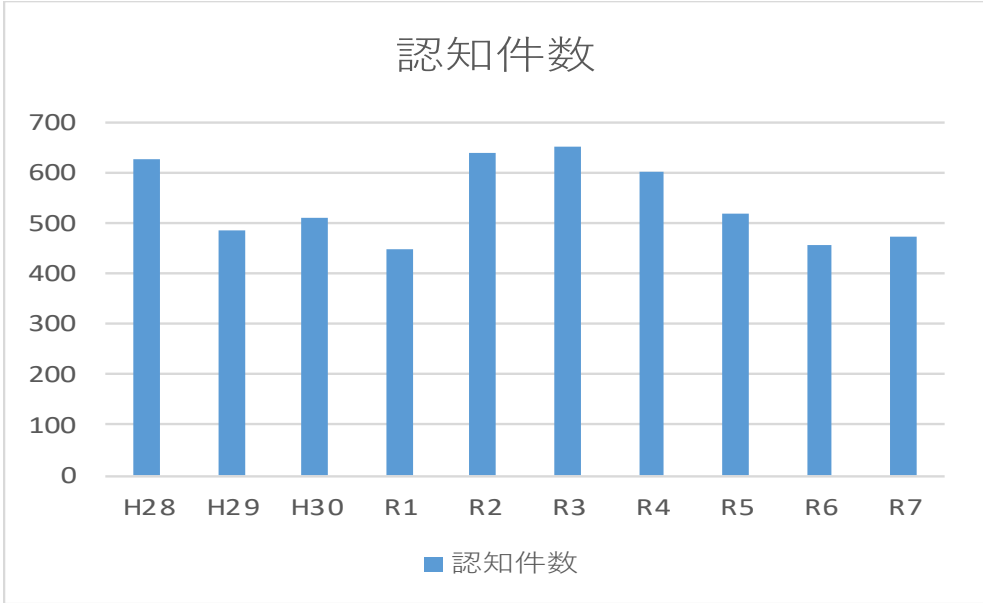
項 目	内 容	備 考																																												
	<p>5 子供・女性安全対策 (1) 脅威事犯の届出状況 令和7年中の脅威事犯の届出件数は、815件（前年比－164件）で、主な手口は、声掛け・つきまといが403件、不同意・公然わいせつが117件、迷惑防止条例違反が73件であった。</p> <p style="text-align: center;">脅威事犯情勢の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>脅威事犯情勢の推移 (単位: 件)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>届出件数</th> <th>検挙</th> <th>指導・警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>1252</td><td>169</td><td>86</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1228</td><td>216</td><td>124</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1287</td><td>227</td><td>106</td></tr> <tr><td>R1</td><td>1113</td><td>215</td><td>85</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1110</td><td>264</td><td>126</td></tr> <tr><td>R3</td><td>1050</td><td>201</td><td>111</td></tr> <tr><td>R4</td><td>961</td><td>212</td><td>107</td></tr> <tr><td>R5</td><td>975</td><td>226</td><td>147</td></tr> <tr><td>R6</td><td>979</td><td>223</td><td>113</td></tr> <tr><td>R7</td><td>815</td><td>206</td><td>68</td></tr> </tbody> </table>	年次	届出件数	検挙	指導・警告	H28	1252	169	86	H29	1228	216	124	H30	1287	227	106	R1	1113	215	85	R2	1110	264	126	R3	1050	201	111	R4	961	212	107	R5	975	226	147	R6	979	223	113	R7	815	206	68	<p>【令和8年2月末現在】 ○ 脅威事犯の届出 ・届出件数 117件 (-7件)</p> <p>《内訳》 ・声掛け・つきまとい 49件 (-15件) ・迷惑防止条例 13件 (+5件) ・不同意・公然わいせつ 22件 (+11件) ・性的姿態等撮影 4件 (-5件) ・その他 29件 (-3件)</p> <p>※ () 内は前年同期比</p>
年次	届出件数	検挙	指導・警告																																											
H28	1252	169	86																																											
H29	1228	216	124																																											
H30	1287	227	106																																											
R1	1113	215	85																																											
R2	1110	264	126																																											
R3	1050	201	111																																											
R4	961	212	107																																											
R5	975	226	147																																											
R6	979	223	113																																											
R7	815	206	68																																											

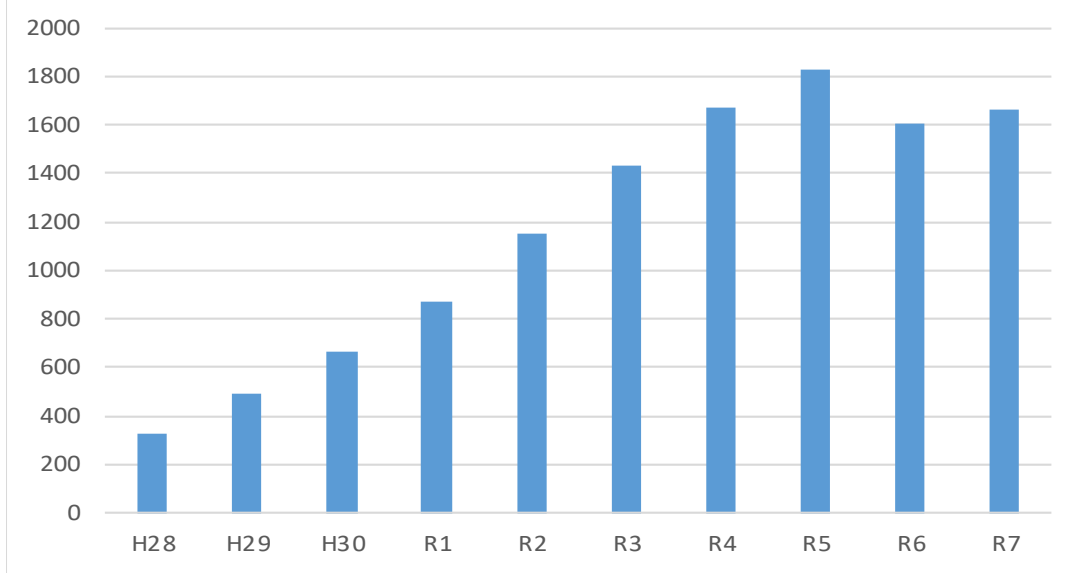
項 目	内 容	備 考																																								
	<p style="text-align: center;">被害者の学識別内訳（令和7年中）</p> <p style="text-align: center;">学職別</p>  <table border="1" data-bbox="696 885 1617 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> <th>大学 専門学校</th> <th>会社員 公務員</th> <th>アルバイト</th> <th>主婦 無職</th> <th>その他</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>47</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>前年同期比</td> <td>-11</td> <td>-14</td> <td>+8</td> <td>+4</td> <td>-1</td> <td>+2</td> <td>+1</td> <td>+4</td> <td>-7</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>40.2%</td> <td>7.7%</td> <td>20.5%</td> <td>5.1%</td> <td>9.4%</td> <td>7.7%</td> <td>1.7%</td> <td>7.7%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高校、大学生の年齢で在学していない人は職種で計上</p> <p>(2) 先制・予防的活動の推進状況</p> <p>令和7年中の検挙は、迷惑防止条例違反9件、不同意・公然わいせつ32件、性的姿態等撮影18件、軽犯罪法違反2件、その他7件の合計68件で、指導・警告の件数は、合計206件であった。</p>		小学生	中学生	高校生	大学 専門学校	会社員 公務員	アルバイト	主婦 無職	その他	合 計	件 数	47	9	24	6	11	9	2	9	117	前年同期比	-11	-14	+8	+4	-1	+2	+1	+4	-7	構成比	40.2%	7.7%	20.5%	5.1%	9.4%	7.7%	1.7%	7.7%	100%	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検挙・警告等の状況 ・ 検挙 7件 (-5件) ・ 指導警告 31件 (-1件) <p>※ () 内は前年同期比</p>
	小学生	中学生	高校生	大学 専門学校	会社員 公務員	アルバイト	主婦 無職	その他	合 計																																	
件 数	47	9	24	6	11	9	2	9	117																																	
前年同期比	-11	-14	+8	+4	-1	+2	+1	+4	-7																																	
構成比	40.2%	7.7%	20.5%	5.1%	9.4%	7.7%	1.7%	7.7%	100%																																	

項 目	内 容	備 考																																	
第2 少年の非行防止と保護 対策の推進等	<p data-bbox="607 247 797 279">1 非行の現状</p> <p data-bbox="1039 279 1267 311" style="text-align: center;">刑法犯少年の推移</p>  <table border="1" data-bbox="645 805 1630 917"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 全国</td> <td>40,103</td> <td>35,108</td> <td>30,458</td> <td>26,076</td> <td>22,552</td> <td>20,399</td> <td>20,912</td> <td>26,206</td> <td>29,675</td> <td>33,594</td> </tr> <tr> <td>● 熊本</td> <td>592</td> <td>449</td> <td>370</td> <td>323</td> <td>232</td> <td>242</td> <td>260</td> <td>342</td> <td>398</td> <td>541</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="607 949 1720 1173">令和7年中の刑法犯少年は541人（前年比+143人、+35.9%）で、うち犯罪少年は411人（前年比+125人、+43.7%）、触法少年は130人（前年比+18人、+16.1%）で、刑法犯少年は平成16年以降減少を続けていたが、令和3年から5年連続で増加した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、18.1%（全国平均16.0%）で、万引き等の初発型非行は252人（刑法犯少年全体の46.6%）であった。</p> <p data-bbox="607 1181 965 1212">2 福祉犯及びいじめの現状</p> <p data-bbox="607 1228 1720 1396">令和7年中の福祉犯の検挙人員は56人（前年比-25人、-30.9%）で、法令別では性的姿勢撮影等処罰法違反が20人で最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、少年保護育成条例違反がいずれも16人であった。また、SNS利用に起因する福祉犯の被害者数は22人（前年比+12人、+120%）であった。</p> <p data-bbox="651 1412 1451 1444">いじめ相談は47件（前年比-8件、-14.5%）受理した。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	■ 全国	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675	33,594	● 熊本	592	449	370	323	232	242	260	342	398	541	<p data-bbox="1742 247 2018 279">【令和8年2月末現在】</p> <ul data-bbox="1742 279 2018 1013" style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯少年 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯少年数 80人 (+15人) ・ 増減率 23.1% ※ () 内は前年同期比 ※ 「刑法犯少年」とは、刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称 ※ 「犯罪少年」とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年 ※ 「触法少年」とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年 ※ 「福祉犯」とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																									
■ 全国	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675	33,594																									
● 熊本	592	449	370	323	232	242	260	342	398	541																									

項 目	内 容	備 考
	<p>3 推進事項</p> <p>(1) SNS等に起因する少年の非行及び被害防止対策の推進</p> <p>ア 広報啓発動画の配信、保護者向け啓発冊子の配布等</p> <p>イ 関係機関・団体と連携した取組の推進</p> <p>ウ SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動（令和7年中に3,808件実施）</p> <p>エ 少年を犯罪実行者募集情報に加担させないための広報啓発の強化</p> <p>(2) 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化</p> <p>(3) 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進</p> <p>(4) 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査・調査の推進</p> <p>(5) いじめ問題への的確な対応</p> <p>(6) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進</p> <p>(7) 警察本部肥後っ子サポートセンターを中心とした非行少年等の立ち直り、被害少年の回復に向けた継続的支援活動</p>	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動</p> <p>・実施件数 651件 (+576件)</p> <p>※ ()内は前年同期比</p>

項 目	内 容	備 考																																																																		
第3 人身安全関連事案対策	<p>1 人身安全関連事案に対処する体制の強化 人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることを踏まえ、令和3年4月、生活安全部に人身安全対策課を新設し、24時間三交替制勤務の対策支援班を運用して、事案の認知段階から関係警察署と緊密に連携の上、危険性・切迫性を組織的に評価するとともに、警察署への指導・助言・支援を行い、被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ確な対処を推進している。</p> <p>また、令和8年春の組織改正により、事案の管理や刑事部捜査第一課との適時適切な情報共有等を行うため、人身安全対策室を立ち上げ、事案の継続的かつ網羅的な管理を行うため、対策管理係を新設した。</p> <p>2 ストーカー事案対応状況 令和7年中におけるストーカー事案の認知件数は290件（前年比-10件、-3.5%）であり、文書警告5件（前年比-6件）、禁止命令等33件（前年比+6件）を実施したほか、ストーカー規制法違反で12件（前年比+2件）、器物損壊等の他法令で22件（前年比+4件）を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">ストーカー事案対応状況の推移</p>  <table border="1" data-bbox="609 1238 1603 1441"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>292</td> <td>228</td> <td>294</td> <td>283</td> <td>425</td> <td>410</td> <td>357</td> <td>285</td> <td>300</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>文書警告</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>禁止命令等</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>27</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>ストーカー規制法検挙</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>他法令検挙</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>33</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	認知件数	292	228	294	283	425	410	357	285	300	290	文書警告	16	12	23	23	29	14	11	8	11	5	禁止命令等	0	10	14	22	32	36	33	21	27	33	ストーカー規制法検挙	2	6	2	11	16	17	9	4	10	12	他法令検挙	27	22	33	19	24	37	35	23	18	22	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー事案認知件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 56件 (+19件) ・ 増減率 +51.4% ○ ストーカー警告、検挙等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書警告 2件 (+2件) ・ 禁止命令 4件 (+2件) ・ 検挙件数 2件 (+2件) ○ 他法令検挙 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居侵入 2件 ・ 不同意わいせつ 2件 ・ 脅迫 1件 <p>※（）内は前年同期比</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
認知件数	292	228	294	283	425	410	357	285	300	290																																																										
文書警告	16	12	23	23	29	14	11	8	11	5																																																										
禁止命令等	0	10	14	22	32	36	33	21	27	33																																																										
ストーカー規制法検挙	2	6	2	11	16	17	9	4	10	12																																																										
他法令検挙	27	22	33	19	24	37	35	23	18	22																																																										

項 目	内 容	備 考																																																							
	<p>3 DV事案対応状況 令和7年中におけるDV事案の認知件数は472件（前年比+17件、+3.7%）であり、裁判所による保護命令は13件（前年比+2件）、暴行・傷害等の他法令で102件（前年比+39件）を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">DV事案対応状況の推移</p>  <table border="1" data-bbox="609 1107 1664 1281"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>626</td> <td>485</td> <td>511</td> <td>448</td> <td>641</td> <td>651</td> <td>603</td> <td>517</td> <td>455</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>保護命令</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>28</td> <td>46</td> <td>29</td> <td>23</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>保護命令違反検挙</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>他法令検挙</td> <td>163</td> <td>94</td> <td>113</td> <td>102</td> <td>82</td> <td>91</td> <td>80</td> <td>59</td> <td>63</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	認知件数	626	485	511	448	641	651	603	517	455	472	保護命令	52	42	28	46	29	23	32	33	11	13	保護命令違反検挙	2	1	1	3	2	2	1	0	0	0	他法令検挙	163	94	113	102	82	91	80	59	63	102	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DV事案認知件数 <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 69件 (+11件) ・増減率 +19.0% ○保護命令等 <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令 1件 (+1件) ・検挙件数 0件 (±0件) ○ 他法令検挙 <ul style="list-style-type: none"> ・暴行 14件 ・傷害 1件 ・暴力行為 1件 ・建造物損壊 1件 ・脅迫 1件 <p>※()内は前年同期比</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																															
認知件数	626	485	511	448	641	651	603	517	455	472																																															
保護命令	52	42	28	46	29	23	32	33	11	13																																															
保護命令違反検挙	2	1	1	3	2	2	1	0	0	0																																															
他法令検挙	163	94	113	102	82	91	80	59	63	102																																															

項 目	内 容	備 考																																																																																								
	<p>4 児童虐待事案対応状況 令和7年中における児童虐待事案の通告児童数は1,664人(前年比+58人、+3.6%)であり、暴行、傷害等で48件(前年比±0件)を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">警察から児童相談所への通告児童数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="622 1026 1697 1326"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通告児童数</td> <td>329</td> <td>490</td> <td>662</td> <td>869</td> <td>1,155</td> <td>1,435</td> <td>1,669</td> <td>1,828</td> <td>1,606</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>身体的虐待</td> <td>78(23.7%)</td> <td>112(22.9%)</td> <td>125(18.9%)</td> <td>157(18.1%)</td> <td>228(19.7%)</td> <td>314(21.9%)</td> <td>322(19.3%)</td> <td>344(18.8%)</td> <td>301(18.7%)</td> <td>322(19.4%)</td> </tr> <tr> <td>性的虐待</td> <td>2(0.6%)</td> <td>6(1.2%)</td> <td>4(0.6%)</td> <td>5(0.6%)</td> <td>9(0.8%)</td> <td>5(0.3%)</td> <td>9(0.5%)</td> <td>1(0.1%)</td> <td>3(0.2%)</td> <td>4(0.2%)</td> </tr> <tr> <td>ネグレクト</td> <td>59(17.9%)</td> <td>42(8.6%)</td> <td>53(8.0%)</td> <td>107(12.3%)</td> <td>115(10.0%)</td> <td>82(5.7%)</td> <td>115(6.9%)</td> <td>110(6.0%)</td> <td>89(5.5%)</td> <td>112(6.7%)</td> </tr> <tr> <td>心理的虐待</td> <td>190(57.8%)</td> <td>330(67.3%)</td> <td>480(72.5%)</td> <td>600(69.0%)</td> <td>803(69.5%)</td> <td>1,034(72.1%)</td> <td>1,223(73.3%)</td> <td>1,373(75.1%)</td> <td>1,213(75.5%)</td> <td>1,226(73.7%)</td> </tr> <tr> <td>うち面前提</td> <td>138(41.9%)</td> <td>292(59.6%)</td> <td>427(64.5%)</td> <td>540(62.1%)</td> <td>697(60.3%)</td> <td>904(63.0%)</td> <td>1,098(65.8%)</td> <td>1,212(66.3%)</td> <td>1,060(66.0%)</td> <td>1,115(67.0%)</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	通告児童数	329	490	662	869	1,155	1,435	1,669	1,828	1,606	1,664	身体的虐待	78(23.7%)	112(22.9%)	125(18.9%)	157(18.1%)	228(19.7%)	314(21.9%)	322(19.3%)	344(18.8%)	301(18.7%)	322(19.4%)	性的虐待	2(0.6%)	6(1.2%)	4(0.6%)	5(0.6%)	9(0.8%)	5(0.3%)	9(0.5%)	1(0.1%)	3(0.2%)	4(0.2%)	ネグレクト	59(17.9%)	42(8.6%)	53(8.0%)	107(12.3%)	115(10.0%)	82(5.7%)	115(6.9%)	110(6.0%)	89(5.5%)	112(6.7%)	心理的虐待	190(57.8%)	330(67.3%)	480(72.5%)	600(69.0%)	803(69.5%)	1,034(72.1%)	1,223(73.3%)	1,373(75.1%)	1,213(75.5%)	1,226(73.7%)	うち面前提	138(41.9%)	292(59.6%)	427(64.5%)	540(62.1%)	697(60.3%)	904(63.0%)	1,098(65.8%)	1,212(66.3%)	1,060(66.0%)	1,115(67.0%)	検挙件数	18	15	20	23	29	37	29	36	48	48	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通告児童数 <ul style="list-style-type: none"> ・人数 281人 (+54人) ・増減率 +23.8% ○ 検挙件数 <ul style="list-style-type: none"> ・件数 7件 (±0件) ・検挙内訳 <ul style="list-style-type: none"> 暴行 3件 傷害 3件 保護責任者遺棄 1件 <p>※()内は前年同期比</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																
通告児童数	329	490	662	869	1,155	1,435	1,669	1,828	1,606	1,664																																																																																
身体的虐待	78(23.7%)	112(22.9%)	125(18.9%)	157(18.1%)	228(19.7%)	314(21.9%)	322(19.3%)	344(18.8%)	301(18.7%)	322(19.4%)																																																																																
性的虐待	2(0.6%)	6(1.2%)	4(0.6%)	5(0.6%)	9(0.8%)	5(0.3%)	9(0.5%)	1(0.1%)	3(0.2%)	4(0.2%)																																																																																
ネグレクト	59(17.9%)	42(8.6%)	53(8.0%)	107(12.3%)	115(10.0%)	82(5.7%)	115(6.9%)	110(6.0%)	89(5.5%)	112(6.7%)																																																																																
心理的虐待	190(57.8%)	330(67.3%)	480(72.5%)	600(69.0%)	803(69.5%)	1,034(72.1%)	1,223(73.3%)	1,373(75.1%)	1,213(75.5%)	1,226(73.7%)																																																																																
うち面前提	138(41.9%)	292(59.6%)	427(64.5%)	540(62.1%)	697(60.3%)	904(63.0%)	1,098(65.8%)	1,212(66.3%)	1,060(66.0%)	1,115(67.0%)																																																																																
検挙件数	18	15	20	23	29	37	29	36	48	48																																																																																

項 目	内 容	備 考
	<p>5 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人身安全対策課による警察署への実質的な指導・助言・支援の実施 (2) 生活安全部門と刑事部門の緊密な連携の確保 (3) 各種教養等による組織全体の対処能力の向上 (4) 業務の合理化・効率化、デジタル化の更なる推進による警察署の業務負担の軽減 (5) G P S機能付き緊急通報装置、保護対策カメラ等の防犯資機材の効果的な活用 (6) 警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムへの円滑な移行（令和8年3月～） (7) ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ、禁止命令等の措置を講じたストーカー加害者に対する定期連絡等の加害者対策の推進 (8) 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所その他関係機関との緊密な連携の確保 (9) 神奈川県川崎市におけるストーカー事案等を踏まえた組織的・構造的課題への的確な対応 	

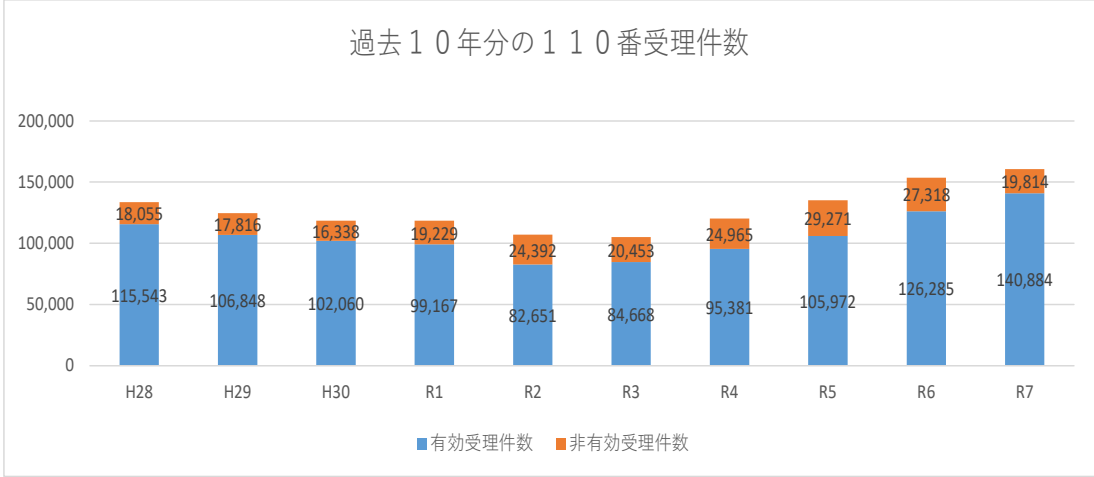
項 目	内 容	備 考																																																																		
第4 生活環境事犯の検挙状況等	<p>1 生活環境事犯検挙状況 令和7年中、生活環境事犯（経済事犯、環境事犯、風俗事犯及び秩序・諸法令違反）については520件（前年比+33件、+6.8%）を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">生活環境事犯検挙状況の推移</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>生活環境事犯検挙状況の推移 (単位: 件)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>経済事犯</th> <th>環境事犯</th> <th>風俗事犯</th> <th>秩序・諸法令違反</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>110</td><td>95</td><td>48</td><td>236</td><td>489</td></tr> <tr><td>H29</td><td>103</td><td>113</td><td>70</td><td>232</td><td>518</td></tr> <tr><td>H30</td><td>75</td><td>134</td><td>118</td><td>240</td><td>567</td></tr> <tr><td>R1</td><td>129</td><td>115</td><td>74</td><td>233</td><td>551</td></tr> <tr><td>R2</td><td>125</td><td>107</td><td>48</td><td>197</td><td>477</td></tr> <tr><td>R3</td><td>121</td><td>102</td><td>19</td><td>172</td><td>414</td></tr> <tr><td>R4</td><td>59</td><td>76</td><td>20</td><td>235</td><td>390</td></tr> <tr><td>R5</td><td>80</td><td>87</td><td>36</td><td>234</td><td>437</td></tr> <tr><td>R6</td><td>112</td><td>65</td><td>98</td><td>212</td><td>487</td></tr> <tr><td>R7</td><td>71</td><td>96</td><td>152</td><td>201</td><td>520</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">□ 経済事犯 □ 環境事犯 □ 風俗事犯 □ 秩序・諸法令違反</p> <p>※ 生経事犯 ～ ヤミ金融、利殖勧誘、消費者保護及び知的財産権侵害事犯等 環境事犯 ～ 廃棄物、環境・保健衛生事犯、動植物保護事犯等 風俗事犯 ～ 客引き、賭博、売春、わいせつ図画の頒布、性的姿態等撮影等 秩序違反 ～ 迷惑行為等防止条例（客引き以外）、軽犯罪法等 諸法令違反 ～ 銃刀法（拳銃以外）、民事執行法違反等</p>	年次	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計	H28	110	95	48	236	489	H29	103	113	70	232	518	H30	75	134	118	240	567	R1	129	115	74	233	551	R2	125	107	48	197	477	R3	121	102	19	172	414	R4	59	76	20	235	390	R5	80	87	36	234	437	R6	112	65	98	212	487	R7	71	96	152	201	520	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境事犯の検挙 <ul style="list-style-type: none"> ・件数 106件(-14件) ・内訳 <ul style="list-style-type: none"> 生経事犯 33件(+15件) 環境事犯 10件(-14件) 風俗事犯 31件(+1件) 秩序・諸法令違反 32件(-16件) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>○ 犯行ツール対策 【令和7年中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座凍結依頼69件 (+10件) ・携帯電話対策 11件 (-8件) ・有害情報削除依頼(生経関係) 5538件 (-1168件) <p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座凍結依頼8件 (+8件) ・携帯電話対策0件 (±0件) ・有害情報削除依頼(生経関係) 1110件 (+443件) <p>※ () 内は前年同期比</p>
年次	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計																																																															
H28	110	95	48	236	489																																																															
H29	103	113	70	232	518																																																															
H30	75	134	118	240	567																																																															
R1	129	115	74	233	551																																																															
R2	125	107	48	197	477																																																															
R3	121	102	19	172	414																																																															
R4	59	76	20	235	390																																																															
R5	80	87	36	234	437																																																															
R6	112	65	98	212	487																																																															
R7	71	96	152	201	520																																																															

項 目	内 容										備 考																																																																																																																																															
	2 許可等事務 (1) 所管業務 風俗営業、銃砲刀剣類、火薬類、警備業、探偵業、古物・質屋営業に関する許可、規制等 (2) 営業所数等 <table border="1" data-bbox="616 427 1686 901"> <thead> <tr> <th>営業の種類</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和1年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風俗営業所</td> <td>2,271</td> <td>2,309</td> <td>2,351</td> <td>2,352</td> <td>2,298</td> <td>2,210</td> <td>2,136</td> <td>2,030</td> <td>1,996</td> <td>1,736</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲食店営業所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>性風俗関連特殊営業所</td> <td>622</td> <td>639</td> <td>650</td> <td>660</td> <td>636</td> <td>628</td> <td>581</td> <td>471</td> <td>504</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>深夜酒類提供飲食店</td> <td>1,536</td> <td>1,586</td> <td>1,661</td> <td>1,711</td> <td>1,743</td> <td>1,754</td> <td>1,731</td> <td>1,541</td> <td>1,612</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td>風俗案内所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>警備業認定業者</td> <td>78</td> <td>86</td> <td>95</td> <td>100</td> <td>104</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>113</td> <td>106</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>探偵業者</td> <td>91</td> <td>93</td> <td>99</td> <td>110</td> <td>122</td> <td>128</td> <td>130</td> <td>135</td> <td>137</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>古物（古物市場主）許可営業者</td> <td>10,121</td> <td>10,294</td> <td>10,438</td> <td>9,789</td> <td>6,249</td> <td>6,733</td> <td>7,161</td> <td>7,625</td> <td>8,062</td> <td>8,498</td> </tr> <tr> <td>質屋営業者</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>39</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> (3) 銃砲所持許可者 <table border="1" data-bbox="616 981 1700 1145"> <thead> <tr> <th>許可者の種類</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和1年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銃砲所持許可者</td> <td>2,188</td> <td>2,104</td> <td>2,021</td> <td>1,973</td> <td>1,925</td> <td>1,829</td> <td>1,810</td> <td>1,745</td> <td>1,666</td> <td>1,590</td> </tr> <tr> <td>刀剣類所持許可者</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>										営業の種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	風俗営業所	2,271	2,309	2,351	2,352	2,298	2,210	2,136	2,030	1,996	1,736	特定遊興飲食店営業所	1	1	3	3	4	3	3	3	4	4	性風俗関連特殊営業所	622	639	650	660	636	628	581	471	504	366	深夜酒類提供飲食店	1,536	1,586	1,661	1,711	1,743	1,754	1,731	1,541	1,612	1,337	風俗案内所	—	—	—	26	29	27	25	33	35	35	警備業認定業者	78	86	95	100	104	110	110	113	106	107	探偵業者	91	93	99	110	122	128	130	135	137	141	古物（古物市場主）許可営業者	10,121	10,294	10,438	9,789	6,249	6,733	7,161	7,625	8,062	8,498	質屋営業者	35	39	40	39	38	37	35	32	33	33	許可者の種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	銃砲所持許可者	2,188	2,104	2,021	1,973	1,925	1,829	1,810	1,745	1,666	1,590	刀剣類所持許可者	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	【令和8年2月末現在】 ○ 営業所数等 ・風俗営業所 1,685営業所 ・特定遊興飲食店 営業所 3営業所 ・性風俗関連特殊 営業所 359営業所 ・深夜酒類提供飲食 店 1,322営業所 ・風俗案内所 36案内所 ・銃砲所持許可者 1,578人 ・刀剣類所持許可者 5人 ・警備業認定業者 108業者 ・探偵業者 142業者 ・古物（古物市場主） 許可営業者 8,595業者 ・質屋営業所32業者
営業の種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																																																																																																																																
風俗営業所	2,271	2,309	2,351	2,352	2,298	2,210	2,136	2,030	1,996	1,736																																																																																																																																																
特定遊興飲食店営業所	1	1	3	3	4	3	3	3	4	4																																																																																																																																																
性風俗関連特殊営業所	622	639	650	660	636	628	581	471	504	366																																																																																																																																																
深夜酒類提供飲食店	1,536	1,586	1,661	1,711	1,743	1,754	1,731	1,541	1,612	1,337																																																																																																																																																
風俗案内所	—	—	—	26	29	27	25	33	35	35																																																																																																																																																
警備業認定業者	78	86	95	100	104	110	110	113	106	107																																																																																																																																																
探偵業者	91	93	99	110	122	128	130	135	137	141																																																																																																																																																
古物（古物市場主）許可営業者	10,121	10,294	10,438	9,789	6,249	6,733	7,161	7,625	8,062	8,498																																																																																																																																																
質屋営業者	35	39	40	39	38	37	35	32	33	33																																																																																																																																																
許可者の種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																																																																																																																																
銃砲所持許可者	2,188	2,104	2,021	1,973	1,925	1,829	1,810	1,745	1,666	1,590																																																																																																																																																
刀剣類所持許可者	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																				
第5 サイバー犯罪の検挙状況等	<p>1 サイバー犯罪事件検挙状況 令和7年中のサイバー犯罪は、174件（前年比-53件、-23.3%）を検挙</p> <div data-bbox="607 344 1686 810" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">サイバー犯罪事件検挙状況の推移</p> <table border="1"> <caption>サイバー犯罪事件検挙状況の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>不正アクセス禁止法違反</th> <th>コンピュータ・電磁的記録対象犯罪</th> <th>その他（ネットワーク利用犯罪）</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>4</td><td>0</td><td>158</td><td>162</td></tr> <tr><td>H29</td><td>4</td><td>9</td><td>189</td><td>202</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1</td><td>2</td><td>206</td><td>209</td></tr> <tr><td>H31/R1</td><td>16</td><td>10</td><td>193</td><td>219</td></tr> <tr><td>R2</td><td>17</td><td>2</td><td>202</td><td>221</td></tr> <tr><td>R3</td><td>1</td><td>5</td><td>239</td><td>245</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1</td><td>5</td><td>115</td><td>121</td></tr> <tr><td>R5</td><td>4</td><td>5</td><td>167</td><td>176</td></tr> <tr><td>R6</td><td>15</td><td>11</td><td>201</td><td>227</td></tr> <tr><td>R7</td><td>4</td><td>8</td><td>162</td><td>174</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>2 サイバー関係相談受理状況 令和7年中のサイバー関係相談は、4,667件（前年比+232件、+5.2%）を受理</p> <div data-bbox="607 954 1686 1420" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">サイバー関係相談受理状況の推移</p> <table border="1"> <caption>サイバー関係相談受理状況の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>詐欺、悪質商法</th> <th>不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係</th> <th>迷惑・スパムメール関係</th> <th>クレジットカード犯罪関係</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>1,634</td><td>172</td><td>34</td><td>107</td><td>571</td><td>2,518</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,123</td><td>153</td><td>32</td><td>203</td><td>597</td><td>3,108</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2,050</td><td>274</td><td>112</td><td>97</td><td>761</td><td>3,294</td></tr> <tr><td>H31/R1</td><td>1,403</td><td>415</td><td>103</td><td>258</td><td>723</td><td>2,902</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1,583</td><td>569</td><td>216</td><td>149</td><td>762</td><td>3,279</td></tr> <tr><td>R3</td><td>1,547</td><td>443</td><td>575</td><td>286</td><td>703</td><td>3,554</td></tr> <tr><td>R4</td><td>1,869</td><td>528</td><td>695</td><td>438</td><td>774</td><td>4,304</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2,316</td><td>357</td><td>633</td><td>578</td><td>671</td><td>4,555</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2,319</td><td>417</td><td>405</td><td>628</td><td>666</td><td>4,435</td></tr> <tr><td>R7</td><td>2,395</td><td>663</td><td>356</td><td>494</td><td>759</td><td>4,667</td></tr> </tbody> </table> </div>	年次	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他（ネットワーク利用犯罪）	合計	H28	4	0	158	162	H29	4	9	189	202	H30	1	2	206	209	H31/R1	16	10	193	219	R2	17	2	202	221	R3	1	5	239	245	R4	1	5	115	121	R5	4	5	167	176	R6	15	11	201	227	R7	4	8	162	174	年次	詐欺、悪質商法	不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	迷惑・スパムメール関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計	H28	1,634	172	34	107	571	2,518	H29	2,123	153	32	203	597	3,108	H30	2,050	274	112	97	761	3,294	H31/R1	1,403	415	103	258	723	2,902	R2	1,583	569	216	149	762	3,279	R3	1,547	443	575	286	703	3,554	R4	1,869	528	695	438	774	4,304	R5	2,316	357	633	578	671	4,555	R6	2,319	417	405	628	666	4,435	R7	2,395	663	356	494	759	4,667	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー犯罪の検挙 <ul style="list-style-type: none"> ・検挙件数 52件 (+18件) ※ サイバー犯罪とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス禁止法違反 ・コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪 ・その他（ネットワーク利用犯罪） をいう。 ※ () 内は前年同期比 ○ サイバー関係相談受理件数 <ul style="list-style-type: none"> ・受理件数 750件 (+120件) ※ () 内は前年同期比
年次	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他（ネットワーク利用犯罪）	合計																																																																																																																																		
H28	4	0	158	162																																																																																																																																		
H29	4	9	189	202																																																																																																																																		
H30	1	2	206	209																																																																																																																																		
H31/R1	16	10	193	219																																																																																																																																		
R2	17	2	202	221																																																																																																																																		
R3	1	5	239	245																																																																																																																																		
R4	1	5	115	121																																																																																																																																		
R5	4	5	167	176																																																																																																																																		
R6	15	11	201	227																																																																																																																																		
R7	4	8	162	174																																																																																																																																		
年次	詐欺、悪質商法	不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	迷惑・スパムメール関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計																																																																																																																																
H28	1,634	172	34	107	571	2,518																																																																																																																																
H29	2,123	153	32	203	597	3,108																																																																																																																																
H30	2,050	274	112	97	761	3,294																																																																																																																																
H31/R1	1,403	415	103	258	723	2,902																																																																																																																																
R2	1,583	569	216	149	762	3,279																																																																																																																																
R3	1,547	443	575	286	703	3,554																																																																																																																																
R4	1,869	528	695	438	774	4,304																																																																																																																																
R5	2,316	357	633	578	671	4,555																																																																																																																																
R6	2,319	417	405	628	666	4,435																																																																																																																																
R7	2,395	663	356	494	759	4,667																																																																																																																																

項 目	内 容	備 考										
第6 地域警察活動	<p>1 体制等</p> <p>地域警察官は、総員約1,000人、全警察官の約3割を占め、県民生活の安全・安心を確保するため、交番・駐在所等を拠点に、24時間体制で警察事象全般に即応する活動を展開している。</p> <p>地域警察の施設等（令和7年末現在）</p> <table border="1" data-bbox="663 549 1686 735"> <thead> <tr> <th>交番</th> <th>署所在地</th> <th>駐在所</th> <th>警備派出所</th> <th>自動車警ら班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>15</td> <td>112</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交番・駐在所等の耐用年数超過割合・・・約17% 174施設中（交番、駐在所、警備派出所）29施設（交番8、駐在所21）</p> <p>2 交番相談員の配置とパトロール活動等の強化</p> <p>「パトロールを強化してほしい。」「いつも交番にいてほしい。」という相反する県民の要望に応えるため、現在、16警察署の57交番に65人の交番相談員を配置している。（令和7年末現在）</p> <p>交番の無人化対策を講じた上で、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失物の受理、地理案内等の業務に従事させることで、警察官によるパトロール等街頭活動の強化に努めている。</p>	交番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班	60	15	112	2	23	
交番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班								
60	15	112	2	23								

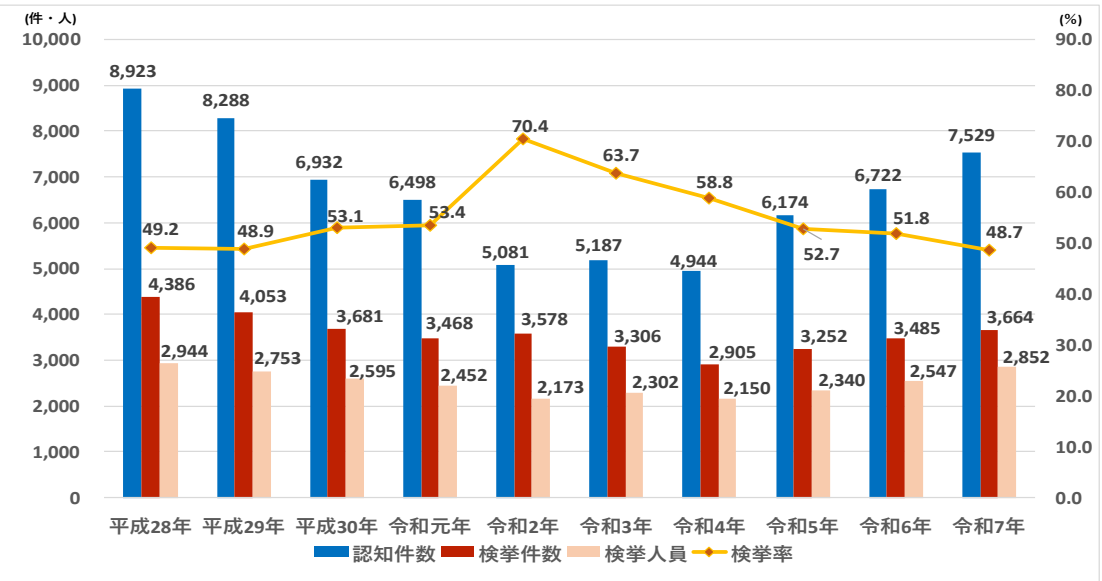
項 目	内 容	備 考																																												
	<p>3 地域警察官の刑法犯検挙人員の推移と全地域警察官の職務執行強化</p> <p>刑法犯の全検挙人員のうち、地域警察官による検挙の割合については過去10年間緩やかな減少傾向にある。30歳未満の若手地域警察官の占める割合は全地域警察官の約4割で、依然として高い割合を占めており、引き続き、同年代の早期戦力化・現場執行力強化を図るとともに、今後は若手警察官を指導する中高年層の地域警察官にも実務能力及び指導力向上を目的とした実戦的訓練や各種研修を計画・実施する。</p> <div data-bbox="600 555 1697 1273" style="text-align: center;"> <p>【地域警察による刑法犯検挙人員の推移】（過去10年間）</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>【地域警察による刑法犯検挙人員の推移】（過去10年間）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県内検挙人員(人)</th> <th>地域検挙人員(人)</th> <th>地域検挙人員比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>2,944</td><td>2,060</td><td>70.0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,753</td><td>1,869</td><td>67.9</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2,595</td><td>1,625</td><td>62.6</td></tr> <tr><td>R1</td><td>2,452</td><td>1,506</td><td>61.4</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2,173</td><td>1,294</td><td>59.5</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2,302</td><td>1,364</td><td>59.3</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2,150</td><td>1,320</td><td>61.4</td></tr> <tr><td>R5</td><td>2,340</td><td>1,348</td><td>57.6</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2,547</td><td>1,416</td><td>55.6</td></tr> <tr><td>R7</td><td>2,852</td><td>1,456</td><td>51.0</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	県内検挙人員(人)	地域検挙人員(人)	地域検挙人員比率(%)	H28	2,944	2,060	70.0	H29	2,753	1,869	67.9	H30	2,595	1,625	62.6	R1	2,452	1,506	61.4	R2	2,173	1,294	59.5	R3	2,302	1,364	59.3	R4	2,150	1,320	61.4	R5	2,340	1,348	57.6	R6	2,547	1,416	55.6	R7	2,852	1,456	51.0	<p>【令和8年】</p> <p>※2月末暫定値</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域警察官の刑法犯検挙人員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の検挙人員 392人 ・ 地域警察官の検挙人員 218人 ・ 地域警察官の検挙割合 55.6%
年度	県内検挙人員(人)	地域検挙人員(人)	地域検挙人員比率(%)																																											
H28	2,944	2,060	70.0																																											
H29	2,753	1,869	67.9																																											
H30	2,595	1,625	62.6																																											
R1	2,452	1,506	61.4																																											
R2	2,173	1,294	59.5																																											
R3	2,302	1,364	59.3																																											
R4	2,150	1,320	61.4																																											
R5	2,340	1,348	57.6																																											
R6	2,547	1,416	55.6																																											
R7	2,852	1,456	51.0																																											

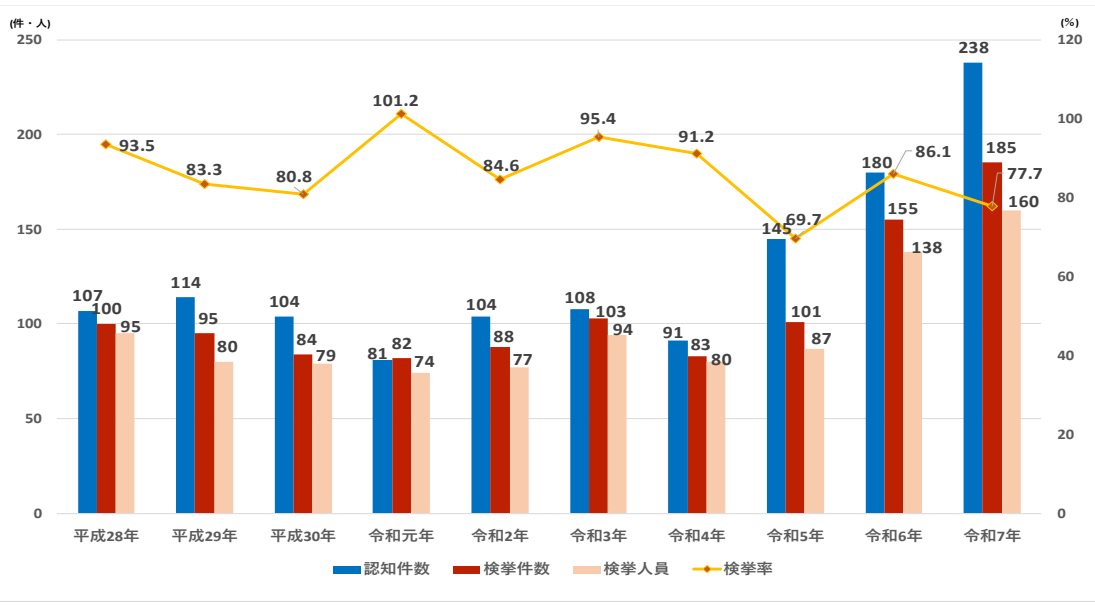
項 目	内 容	備 考																																												
第7 通信指令業務	<p>1 110番通報受理件数及び対応状況</p> <p>過去10年分の110番受理件数</p>  <table border="1" data-bbox="607 802 1697 970"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110番総受理件数</td> <td>133,598</td> <td>124,664</td> <td>118,398</td> <td>118,396</td> <td>107,043</td> <td>105,121</td> <td>120,346</td> <td>135,243</td> <td>153,603</td> <td>160,698</td> </tr> <tr> <td>有効受理件数</td> <td>115,543</td> <td>106,848</td> <td>102,060</td> <td>99,167</td> <td>82,651</td> <td>84,668</td> <td>95,381</td> <td>105,972</td> <td>126,285</td> <td>140,884</td> </tr> <tr> <td>非有効受理件数</td> <td>18,055</td> <td>17,816</td> <td>16,338</td> <td>19,229</td> <td>24,392</td> <td>20,453</td> <td>24,965</td> <td>29,271</td> <td>27,318</td> <td>19,814</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 110番通報受理状況</p> <p>令和7年中の総受理件数は、160,698件（前年比+7,095件、+4.6%）、うち有効受理件数は、140,884件（前年比+14,599件、+11.6%）で、1日当たりの総受理件数は、約440件（前年比+20件）であった。</p> <p>ア 通報件数の特徴</p> <p>コロナ禍の影響により、令和元年から令和3年まで減少傾向であったが、令和4年以降は増加傾向にある。</p> <p>令和7年は、過去10年で最多の110番受理件数であり、令和8年に入り、更に前年比で増加している。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	110番総受理件数	133,598	124,664	118,398	118,396	107,043	105,121	120,346	135,243	153,603	160,698	有効受理件数	115,543	106,848	102,060	99,167	82,651	84,668	95,381	105,972	126,285	140,884	非有効受理件数	18,055	17,816	16,338	19,229	24,392	20,453	24,965	29,271	27,318	19,814	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 110番受理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総受理件数 23,584件 （+731件） ・有効受理件数 21,256件 （+2,261件） ・非有効受理件数 2,328件 （-1,530件） <p>※ 有効受理件数 事件や事故の届出等、有効な通報件数</p> <p>※ 非有効受理件数 いたずら電話等、</p> <p>※ ()内は前年同期比</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																				
110番総受理件数	133,598	124,664	118,398	118,396	107,043	105,121	120,346	135,243	153,603	160,698																																				
有効受理件数	115,543	106,848	102,060	99,167	82,651	84,668	95,381	105,972	126,285	140,884																																				
非有効受理件数	18,055	17,816	16,338	19,229	24,392	20,453	24,965	29,271	27,318	19,814																																				

項 目	内 容	備 考
	<p>イ 外国人からの通報の増加 外国人からの通報件数が773件（前年比+227件）と増加している。</p> <p>(2) 110番通報への対応状況</p> <p>ア 通信指令システムの高度化 110番通報に迅速かつ的確に対応するため、110番センターにおいて、直ちに通報内容を警察署等に指令し、警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っている。令和7年中の緊急配備発令数は、14件（前年比-4件）であった。 携帯電話からの110番通報に的確に対応するため、音声通話と同時に通報者の位置情報が地図に表示されるシステムを運用するなど社会情勢の変化に応じて、通信指令システムの高度化を図っている。</p> <p>イ 外国語による110番通報への対応 通訳センターの警察官等を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。</p>	<p>※ 緊急配備 重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等</p>

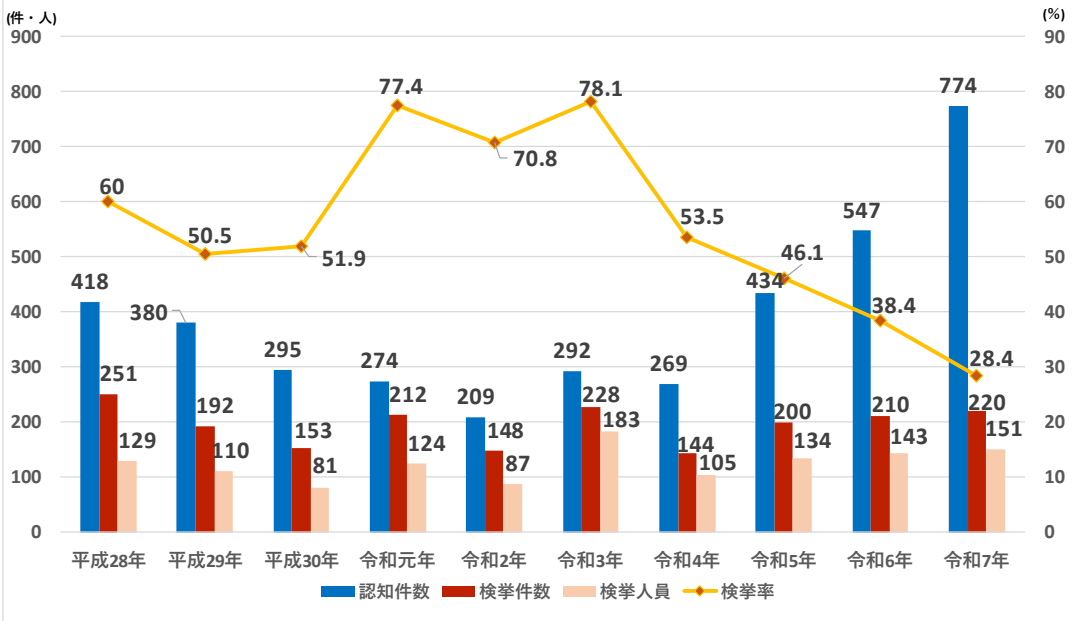
【 刑事部 】

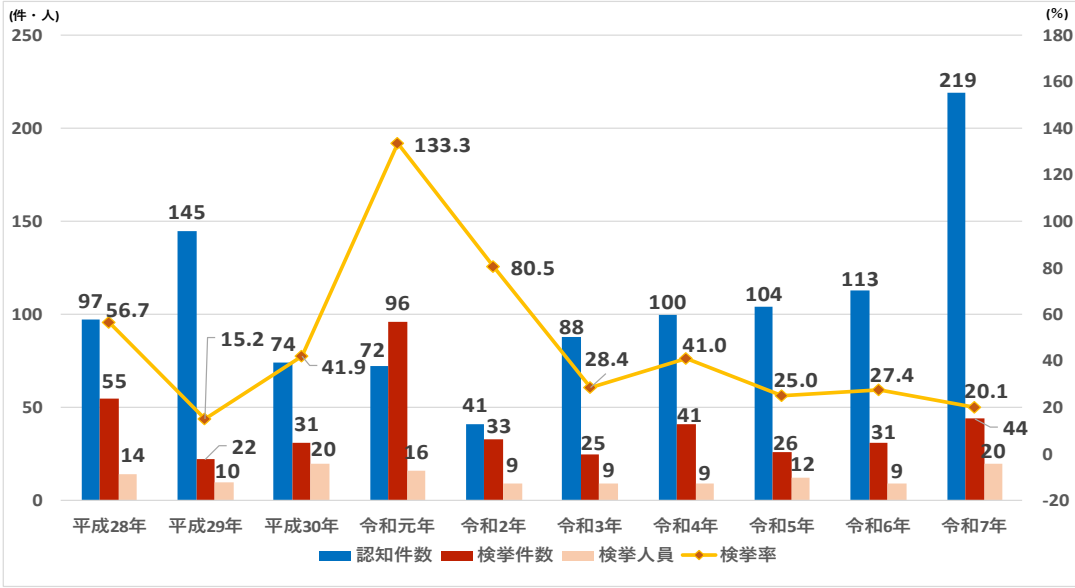
業 務 概 況

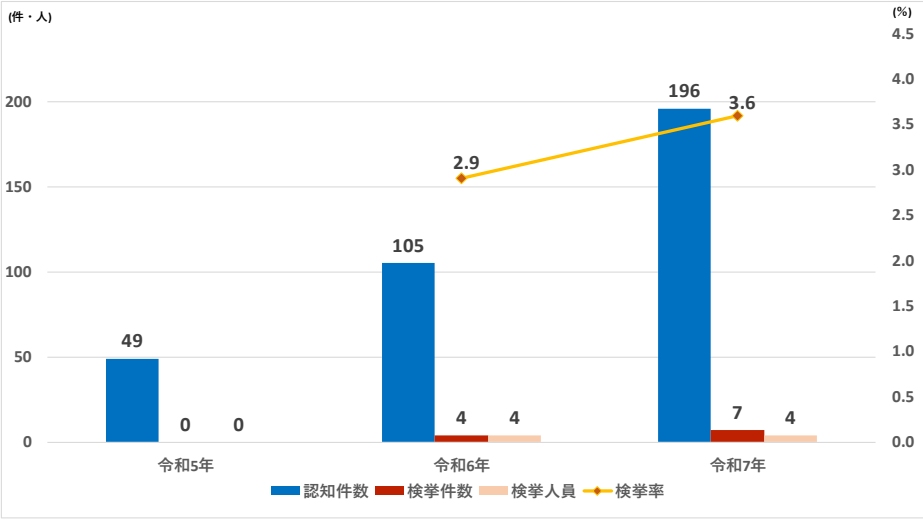
項 目	内 容	備 考																																																																																																																																															
<p>第1 刑法犯の検挙状況等</p>	<p>令和7年中の刑法犯認知件数は7,529件（前年比+807件、+12.0%）で、前年比で増加した。</p> <p>検挙件数は3,664件（前年比+179件、+5.1%）、検挙人員は2,852人（前年比+305人、+12.0%）、検挙率は48.7%（前年比-3.1ポイント）であった。</p>  <p style="text-align: center;">罪種別刑法犯の認知・検挙状況</p> <table border="1" data-bbox="593 1157 1691 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">認知件数</th> <th colspan="4">検挙件数</th> <th colspan="3">検挙率</th> <th colspan="4">検挙人員</th> </tr> <tr> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刑 法 犯 総 数</td> <td>7,529</td> <td>6,722</td> <td>807</td> <td>12.0</td> <td>3,664</td> <td>3,485</td> <td>179</td> <td>5.1</td> <td>48.7</td> <td>51.8</td> <td>-3.1</td> <td>2,852</td> <td>2,547</td> <td>305</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>凶 悪 犯</td> <td>98</td> <td>79</td> <td>19</td> <td>24.1</td> <td>76</td> <td>66</td> <td>10</td> <td>15.2</td> <td>77.6</td> <td>83.5</td> <td>-5.9</td> <td>71</td> <td>73</td> <td>-2</td> <td>-2.7</td> </tr> <tr> <td>粗 暴 犯</td> <td>858</td> <td>745</td> <td>113</td> <td>15.2</td> <td>731</td> <td>605</td> <td>126</td> <td>20.8</td> <td>85.2</td> <td>81.2</td> <td>4.0</td> <td>777</td> <td>617</td> <td>160</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>窃 盗 犯</td> <td>4,693</td> <td>4,386</td> <td>307</td> <td>7.0</td> <td>2,009</td> <td>2,029</td> <td>-20</td> <td>-1.0</td> <td>42.8</td> <td>46.3</td> <td>-3.5</td> <td>1,397</td> <td>1,303</td> <td>94</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>知 能 犯</td> <td>774</td> <td>547</td> <td>227</td> <td>41.5</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>10</td> <td>4.8</td> <td>28.4</td> <td>38.4</td> <td>-10.0</td> <td>151</td> <td>143</td> <td>8</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>風 俗 犯</td> <td>298</td> <td>243</td> <td>55</td> <td>22.6</td> <td>256</td> <td>207</td> <td>49</td> <td>23.7</td> <td>85.9</td> <td>85.2</td> <td>0.7</td> <td>151</td> <td>147</td> <td>4</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>808</td> <td>722</td> <td>86</td> <td>11.9</td> <td>372</td> <td>368</td> <td>4</td> <td>1.1</td> <td>46.0</td> <td>51.0</td> <td>-5.0</td> <td>305</td> <td>264</td> <td>41</td> <td>15.5</td> </tr> </tbody> </table>		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%	刑 法 犯 総 数	7,529	6,722	807	12.0	3,664	3,485	179	5.1	48.7	51.8	-3.1	2,852	2,547	305	12.0	凶 悪 犯	98	79	19	24.1	76	66	10	15.2	77.6	83.5	-5.9	71	73	-2	-2.7	粗 暴 犯	858	745	113	15.2	731	605	126	20.8	85.2	81.2	4.0	777	617	160	25.9	窃 盗 犯	4,693	4,386	307	7.0	2,009	2,029	-20	-1.0	42.8	46.3	-3.5	1,397	1,303	94	7.2	知 能 犯	774	547	227	41.5	220	210	10	4.8	28.4	38.4	-10.0	151	143	8	5.6	風 俗 犯	298	243	55	22.6	256	207	49	23.7	85.9	85.2	0.7	151	147	4	2.7	そ の 他	808	722	86	11.9	372	368	4	1.1	46.0	51.0	-5.0	305	264	41	15.5	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯検挙状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 1,213件 (+190件) ・ 検挙件数 575件 (+71件) ・ 検挙人員 392人 (+30人) ・ 検挙率 47.4% (-1.9ポイント) <p>※（）内は前年同期比</p>
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																					
	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%																																																																																																																																		
刑 法 犯 総 数	7,529	6,722	807	12.0	3,664	3,485	179	5.1	48.7	51.8	-3.1	2,852	2,547	305	12.0																																																																																																																																		
凶 悪 犯	98	79	19	24.1	76	66	10	15.2	77.6	83.5	-5.9	71	73	-2	-2.7																																																																																																																																		
粗 暴 犯	858	745	113	15.2	731	605	126	20.8	85.2	81.2	4.0	777	617	160	25.9																																																																																																																																		
窃 盗 犯	4,693	4,386	307	7.0	2,009	2,029	-20	-1.0	42.8	46.3	-3.5	1,397	1,303	94	7.2																																																																																																																																		
知 能 犯	774	547	227	41.5	220	210	10	4.8	28.4	38.4	-10.0	151	143	8	5.6																																																																																																																																		
風 俗 犯	298	243	55	22.6	256	207	49	23.7	85.9	85.2	0.7	151	147	4	2.7																																																																																																																																		
そ の 他	808	722	86	11.9	372	368	4	1.1	46.0	51.0	-5.0	305	264	41	15.5																																																																																																																																		

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																															
第2 重要犯罪の検挙状況等	<p>令和7年中の重要犯罪の認知件数は238件（前年比+58件、+32.2%）、検挙件数は185件（前年比+30件、+19.4%）、検挙人員は160人（前年比+22人、+15.9%）、検挙率は77.7%（前年比-8.4ポイント）であった。</p>  <p style="text-align: center;">罪種別重要犯罪の認知・検挙状況</p> <table border="1" data-bbox="593 1101 1668 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">認知件数</th> <th colspan="4">検挙件数</th> <th colspan="3">検挙率</th> <th colspan="4">検挙人員</th> </tr> <tr> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要犯罪総数</td> <td>238</td> <td>180</td> <td>58</td> <td>32.2</td> <td>185</td> <td>155</td> <td>30</td> <td>19.4</td> <td>77.7</td> <td>86.1</td> <td>-8.4</td> <td>160</td> <td>138</td> <td>22</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>殺人</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>-6</td> <td>-66.7</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>-9</td> <td>-81.8</td> <td>66.7</td> <td>122.2</td> <td>-55.5</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>-6</td> <td>-75.0</td> </tr> <tr> <td>強盗</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100.0</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>0.0</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>-3</td> <td>-20.0</td> </tr> <tr> <td>放火</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>125.0</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100.0</td> <td>111.1</td> <td>125.0</td> <td>-13.9</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>150.0</td> </tr> <tr> <td>不同意性交等</td> <td>76</td> <td>61</td> <td>15</td> <td>24.6</td> <td>54</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>20.0</td> <td>71.1</td> <td>73.8</td> <td>-2.7</td> <td>47</td> <td>46</td> <td>1</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>略取誘拐・人身売買</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>80.0</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>200.0</td> <td>100.0</td> <td>60.0</td> <td>40.0</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td>不同意わいせつ</td> <td>131</td> <td>96</td> <td>35</td> <td>36.5</td> <td>100</td> <td>86</td> <td>14</td> <td>16.3</td> <td>76.3</td> <td>89.6</td> <td>-13.3</td> <td>75</td> <td>63</td> <td>12</td> <td>19.0</td> </tr> </tbody> </table>		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%	重要犯罪総数	238	180	58	32.2	185	155	30	19.4	77.7	86.1	-8.4	160	138	22	15.9	殺人	3	9	-6	-66.7	2	11	-9	-81.8	66.7	122.2	-55.5	2	8	-6	-75.0	強盗	10	5	5	100.0	10	5	5	100.0	100.0	100.0	0.0	12	15	-3	-20.0	放火	9	4	5	125.0	10	5	5	100.0	111.1	125.0	-13.9	10	4	6	150.0	不同意性交等	76	61	15	24.6	54	45	9	20.0	71.1	73.8	-2.7	47	46	1	2.2	略取誘拐・人身売買	9	5	4	80.0	9	3	6	200.0	100.0	60.0	40.0	14	2	12	600.0	不同意わいせつ	131	96	35	36.5	100	86	14	16.3	76.3	89.6	-13.3	75	63	12	19.0	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要犯罪検挙状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 21件 (-15件) ・検挙件数 32件 (-6件) ・検挙人員 18人 (-9人) ・検挙率 152.4% (+46.8ポイント) ※ () 内は前年同期比 ※ 重要犯罪 <ul style="list-style-type: none"> 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																					
	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%																																																																																																																																		
重要犯罪総数	238	180	58	32.2	185	155	30	19.4	77.7	86.1	-8.4	160	138	22	15.9																																																																																																																																		
殺人	3	9	-6	-66.7	2	11	-9	-81.8	66.7	122.2	-55.5	2	8	-6	-75.0																																																																																																																																		
強盗	10	5	5	100.0	10	5	5	100.0	100.0	100.0	0.0	12	15	-3	-20.0																																																																																																																																		
放火	9	4	5	125.0	10	5	5	100.0	111.1	125.0	-13.9	10	4	6	150.0																																																																																																																																		
不同意性交等	76	61	15	24.6	54	45	9	20.0	71.1	73.8	-2.7	47	46	1	2.2																																																																																																																																		
略取誘拐・人身売買	9	5	4	80.0	9	3	6	200.0	100.0	60.0	40.0	14	2	12	600.0																																																																																																																																		
不同意わいせつ	131	96	35	36.5	100	86	14	16.3	76.3	89.6	-13.3	75	63	12	19.0																																																																																																																																		

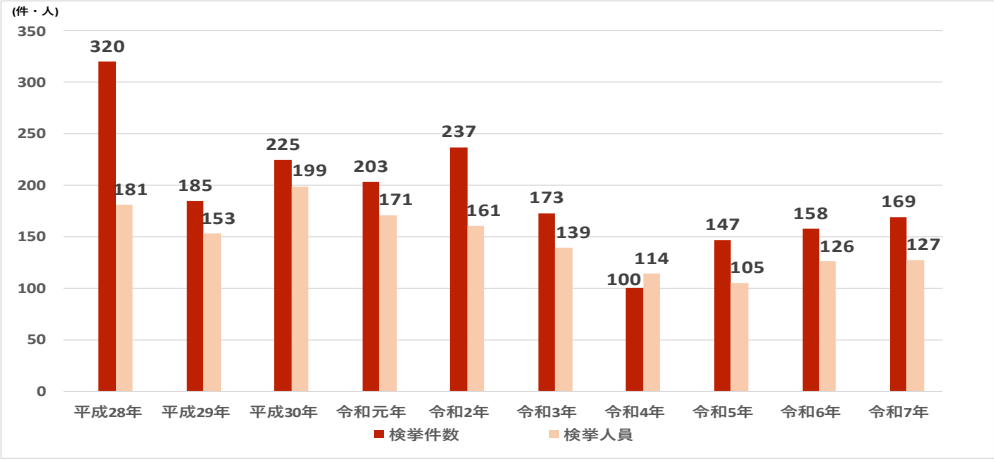
項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																						
<p>第3 重要窃盗犯の検挙状況等</p>	<p>令和7年中の重要窃盗犯の認知件数は325件（前年比-34件、-9.5%）、検挙件数は201件（前年比-146件、-42.1%）、検挙人員は112人（前年比+7人、+6.7%）、検挙率は61.8%（前年比-34.9ポイント）であった。</p> <table border="1"> <caption>重要窃盗犯の認知・検挙状況等 (令和28年～令和7年)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>検挙率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成28年</td><td>766</td><td>684</td><td>144</td><td>89.3</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>598</td><td>444</td><td>154</td><td>74.2</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>584</td><td>395</td><td>141</td><td>67.6</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>481</td><td>461</td><td>135</td><td>95.8</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>397</td><td>227</td><td>116</td><td>57.2</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>360</td><td>313</td><td>113</td><td>86.9</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>244</td><td>188</td><td>67</td><td>77.0</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>301</td><td>178</td><td>106</td><td>59.1</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>359</td><td>347</td><td>105</td><td>96.7</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>325</td><td>201</td><td>112</td><td>61.8</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">罪種別重要窃盗犯の認知・検挙状況等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">認知件数</th> <th colspan="4">検挙件数</th> <th colspan="3">検挙率</th> <th colspan="4">検挙人員</th> </tr> <tr> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>令和07年</th> <th>令和06年</th> <th>増減</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要窃盗犯総数</td> <td>325</td> <td>359</td> <td>-34</td> <td>-9.5</td> <td>201</td> <td>347</td> <td>-146</td> <td>-42.1</td> <td>61.8</td> <td>96.7</td> <td>-34.9</td> <td>112</td> <td>105</td> <td>7</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>侵入盗</td> <td>297</td> <td>326</td> <td>-29</td> <td>-8.9</td> <td>183</td> <td>321</td> <td>-138</td> <td>-43.0</td> <td>61.6</td> <td>98.5</td> <td>-36.9</td> <td>95</td> <td>87</td> <td>8</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>自動車盗</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>-2</td> <td>-10.0</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>-4</td> <td>-26.7</td> <td>61.1</td> <td>75.0</td> <td>-13.9</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>ひったくり</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>66.7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>50.0</td> <td>60.0</td> <td>66.7</td> <td>-6.7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>すり</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>-5</td> <td>-50.0</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>-5</td> <td>-55.6</td> <td>80.0</td> <td>90.0</td> <td>-10.0</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>-4</td> <td>-57.1</td> </tr> </tbody> </table>	年次	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率 (%)	平成28年	766	684	144	89.3	平成29年	598	444	154	74.2	平成30年	584	395	141	67.6	令和元年	481	461	135	95.8	令和2年	397	227	116	57.2	令和3年	360	313	113	86.9	令和4年	244	188	67	77.0	令和5年	301	178	106	59.1	令和6年	359	347	105	96.7	令和7年	325	201	112	61.8		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%	重要窃盗犯総数	325	359	-34	-9.5	201	347	-146	-42.1	61.8	96.7	-34.9	112	105	7	6.7	侵入盗	297	326	-29	-8.9	183	321	-138	-43.0	61.6	98.5	-36.9	95	87	8	9.2	自動車盗	18	20	-2	-10.0	11	15	-4	-26.7	61.1	75.0	-13.9	11	9	2	22.2	ひったくり	5	3	2	66.7	3	2	1	50.0	60.0	66.7	-6.7	3	2	1	50.0	すり	5	10	-5	-50.0	4	9	-5	-55.6	80.0	90.0	-10.0	3	7	-4	-57.1	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要窃盗犯検挙状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 45件 (+2件) ・検挙件数 15件 (+3件) ・検挙人員 7人 (-4人) ・検挙率 33.3% (+5.4ポイント) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>※ 重要窃盗犯 身体被害のおそれのある侵入盗、ひったくり及びすりに加え、二次犯罪に利用されるおそれのある自動車盗をいう。</p>
年次	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率 (%)																																																																																																																																																																				
平成28年	766	684	144	89.3																																																																																																																																																																				
平成29年	598	444	154	74.2																																																																																																																																																																				
平成30年	584	395	141	67.6																																																																																																																																																																				
令和元年	481	461	135	95.8																																																																																																																																																																				
令和2年	397	227	116	57.2																																																																																																																																																																				
令和3年	360	313	113	86.9																																																																																																																																																																				
令和4年	244	188	67	77.0																																																																																																																																																																				
令和5年	301	178	106	59.1																																																																																																																																																																				
令和6年	359	347	105	96.7																																																																																																																																																																				
令和7年	325	201	112	61.8																																																																																																																																																																				
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																																												
	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	%	令和07年	令和06年	増減	令和07年	令和06年	増減	%																																																																																																																																																									
重要窃盗犯総数	325	359	-34	-9.5	201	347	-146	-42.1	61.8	96.7	-34.9	112	105	7	6.7																																																																																																																																																									
侵入盗	297	326	-29	-8.9	183	321	-138	-43.0	61.6	98.5	-36.9	95	87	8	9.2																																																																																																																																																									
自動車盗	18	20	-2	-10.0	11	15	-4	-26.7	61.1	75.0	-13.9	11	9	2	22.2																																																																																																																																																									
ひったくり	5	3	2	66.7	3	2	1	50.0	60.0	66.7	-6.7	3	2	1	50.0																																																																																																																																																									
すり	5	10	-5	-50.0	4	9	-5	-55.6	80.0	90.0	-10.0	3	7	-4	-57.1																																																																																																																																																									

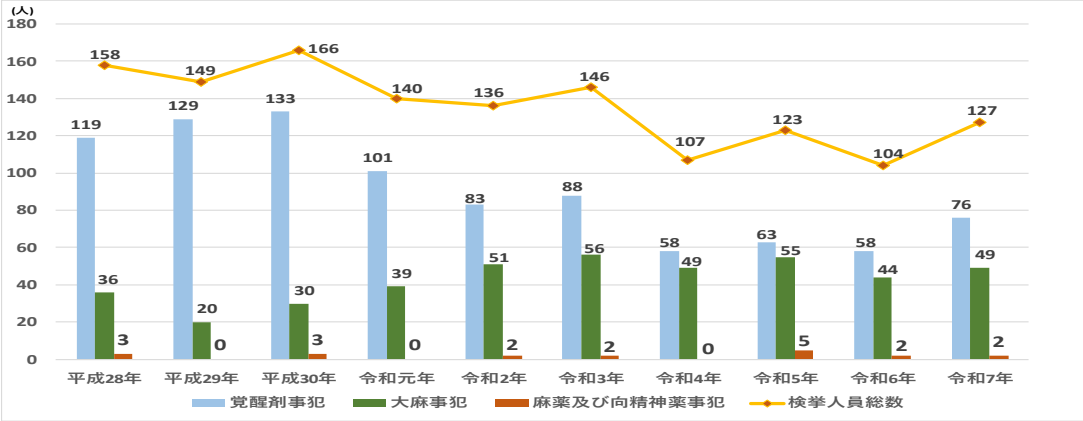
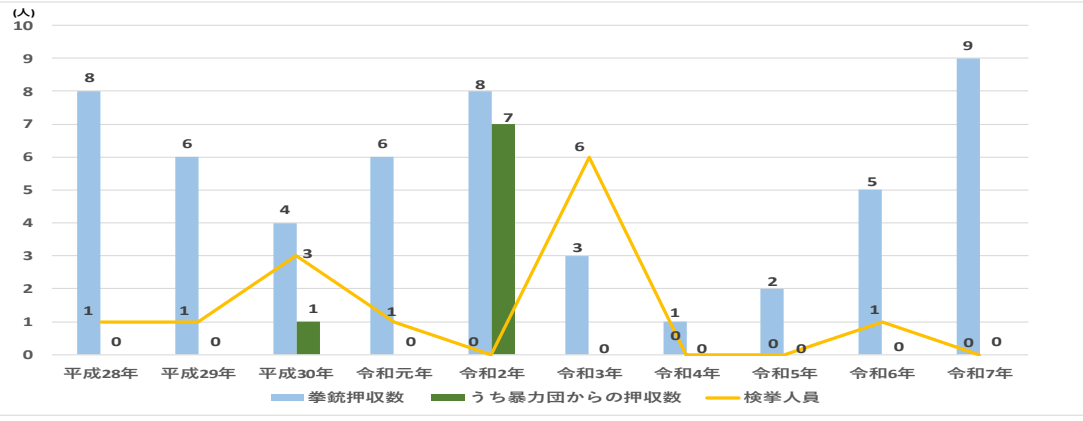
項 目	内 容	備 考																																																							
第4 知能犯の検挙状況等	<p>令和7年中の知能犯事件の認知件数は774件（前年比+228件、+41.5%）、検挙件数は220件（前年比+10件、+4.8%）、検挙人員は151人（前年比+8人、+5.6%）、検挙率は28.4%（前年比-10.0ポイント）であった。</p>  <table border="1" data-bbox="607 422 1682 1045"> <caption>知能犯の検挙状況等（令和7年）</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>認知件数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>検挙率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>418</td> <td>251</td> <td>129</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>380</td> <td>192</td> <td>110</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>295</td> <td>153</td> <td>81</td> <td>51.9</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>274</td> <td>212</td> <td>124</td> <td>77.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>209</td> <td>148</td> <td>87</td> <td>70.8</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>292</td> <td>228</td> <td>183</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>269</td> <td>144</td> <td>105</td> <td>53.5</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>434</td> <td>200</td> <td>134</td> <td>46.1</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>547</td> <td>210</td> <td>143</td> <td>38.4</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>774</td> <td>220</td> <td>151</td> <td>28.4</td> </tr> </tbody> </table>	年次	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率 (%)	平成28年	418	251	129	60	平成29年	380	192	110	50.5	平成30年	295	153	81	51.9	令和元年	274	212	124	77.4	令和2年	209	148	87	70.8	令和3年	292	228	183	78.1	令和4年	269	144	105	53.5	令和5年	434	200	134	46.1	令和6年	547	210	143	38.4	令和7年	774	220	151	28.4	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知能犯検挙状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 112件 (+4件) ・検挙件数 38件 (+3件) ・検挙人員 16人 (-1人) ・検挙率 33.9% (+1.5ポイント) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>※ 知能犯 詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、支払用カード偽造、有価証券偽造、印章偽造、贈収賄、職権濫用、あっせん利得処罰法、背任をいう。</p>
年次	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率 (%)																																																					
平成28年	418	251	129	60																																																					
平成29年	380	192	110	50.5																																																					
平成30年	295	153	81	51.9																																																					
令和元年	274	212	124	77.4																																																					
令和2年	209	148	87	70.8																																																					
令和3年	292	228	183	78.1																																																					
令和4年	269	144	105	53.5																																																					
令和5年	434	200	134	46.1																																																					
令和6年	547	210	143	38.4																																																					
令和7年	774	220	151	28.4																																																					

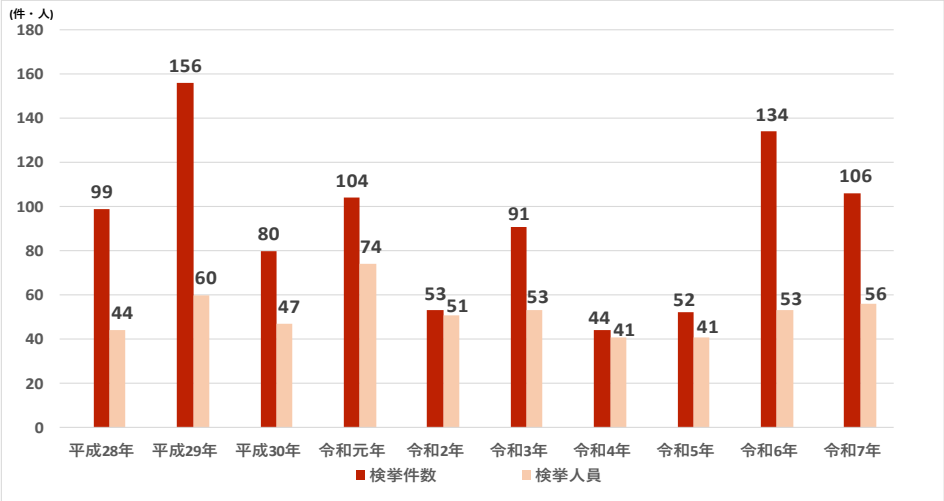
項 目	内 容	備 考																																																																	
第5 組織犯罪対策の推進	<p>1 電話で「お金」詐欺等の認知・検挙状況</p> <p>(1) 電話で「お金」詐欺</p> <p>令和7年中の電話で「お金」詐欺の認知件数は219件（前年比106件、+93.8%）、被害額は約10億9,982万円（前年比約+6億5,303万円、+146.2%）、検挙件数は44件（前年比+13件、+41.9%）、検挙人員は20人（前年比+11人、+122.2%）であった。</p> <p>助長犯の検挙件数は27件（前年比-38件、-58.5%）、検挙人員は19人（前年比-24人、-55.8%）であった。</p>  <table border="1" data-bbox="593 1204 1680 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>97</td> <td>145</td> <td>85</td> <td>72</td> <td>41</td> <td>88</td> <td>100</td> <td>104</td> <td>113</td> <td>219</td> <td>106</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td>被害額（概数）</td> <td>2.93億円</td> <td>2.17億円</td> <td>1.23億円</td> <td>1.31億円</td> <td>4,936万円</td> <td>1.71億円</td> <td>3,299万円</td> <td>2,779万円</td> <td>4.47億円</td> <td>11.0億円</td> <td>6.53億円</td> <td>146.2%</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>55</td> <td>22</td> <td>31</td> <td>96</td> <td>33</td> <td>25</td> <td>41</td> <td>26</td> <td>31</td> <td>44</td> <td>13</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>122.2%</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率	認知件数	97	145	85	72	41	88	100	104	113	219	106	93.8%	被害額（概数）	2.93億円	2.17億円	1.23億円	1.31億円	4,936万円	1.71億円	3,299万円	2,779万円	4.47億円	11.0億円	6.53億円	146.2%	検挙件数	55	22	31	96	33	25	41	26	31	44	13	41.9%	検挙人員	14	10	20	16	9	9	9	12	9	20	11	122.2%	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話で「お金」詐欺認知状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 58件 (+17件) ・ 被害額 約6億5,200万円 (+約3億5,600万円) ○ 特殊詐欺検挙状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 12件 (+12件) ・ 検挙人員 2人 (+2人) <p>※ ()内は前年同期比</p> <p>※ SNS型投資・ロマンス詐欺が令和8年から電話で「お金」詐欺の一手口として計上する見直しが行われたことから、令和8年2月末現在の上記数値はSNS型投資・ロマンス詐欺を含む数値</p> <p>※ 「助長犯」 特殊詐欺を助長する口座開設詐欺、携帯電話端末詐欺、通帳等譲渡し等の犯罪をいう。</p>
	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率																																																							
認知件数	97	145	85	72	41	88	100	104	113	219	106	93.8%																																																							
被害額（概数）	2.93億円	2.17億円	1.23億円	1.31億円	4,936万円	1.71億円	3,299万円	2,779万円	4.47億円	11.0億円	6.53億円	146.2%																																																							
検挙件数	55	22	31	96	33	25	41	26	31	44	13	41.9%																																																							
検挙人員	14	10	20	16	9	9	9	12	9	20	11	122.2%																																																							

項 目	内 容	備 考																														
	<p>(2) SNS型投資・ロマンス詐欺</p> <p>令和7年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は196件（前年比+91件、+86.7%）、被害額の総額は約19億5,899万円（前年比+7億9,888万円、+68.9%）、検挙件数は7件（前年比+3件、+75%）、検挙人員は4人（前年比±0人）であった。</p>  <table border="1" data-bbox="741 1018 1503 1222"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>49</td> <td>105</td> <td>196</td> <td>91</td> <td>86.70%</td> </tr> <tr> <td>被害額（億円）</td> <td>6.23(億円)</td> <td>11.6(億円)</td> <td>19.59(億円)</td> <td>7.99</td> <td>68.90%</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		R 5	R 6	R 7	増減数	増減率	認知件数	49	105	196	91	86.70%	被害額（億円）	6.23(億円)	11.6(億円)	19.59(億円)	7.99	68.90%	検挙件数	2	4	7	3	75%	検挙人員	0	4	4	0	0	
	R 5	R 6	R 7	増減数	増減率																											
認知件数	49	105	196	91	86.70%																											
被害額（億円）	6.23(億円)	11.6(億円)	19.59(億円)	7.99	68.90%																											
検挙件数	2	4	7	3	75%																											
検挙人員	0	4	4	0	0																											

項 目	内 容	備 考
	<p>2 匿名・流動型犯罪グループ対策</p> <p>(1) 匿名・流動型犯罪グループ情勢</p> <p>匿名・流動型犯罪グループは、一部暴力団や外国人犯罪グループとも関わりながら、電話で「お金」詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗等の様々な犯罪に関与しており、本県においても、地元の暴力団を首魁とするグループのほか、全国的に活動するスカウトグループ等が活動している実態が確認されている。</p> <p>県警察では、これらグループを暴力団と同様に対策に力を入れなければならない対象と認識しており、具体的対策として、今春、匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び検挙体制を強化するため、組織犯罪対策課内に「匿名・流動型犯罪グループ対策室」を新設するなど、同グループの壊滅・弱体化に向けた取組体制を強化している。</p> <p>(2) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の検挙状況</p> <p>令和7年中の匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪の検挙人員は、142人（前年比+3人・+2.2%）であった。</p> <p>このうち、犯行への応募や加担の経緯が、SNSによる犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」に応募する形で犯行に関与した者は、51人（36%）となっている。</p>	<p>○ 匿名・流動型犯罪グループは、法律等で明確に定義付けされおらず、グループの外縁が不明瞭であることなどを理由に、厳密な数値を統計化することが困難であるため、これらグループの犯行とみられる「資金獲得犯罪」のみに着目し、統計化を行っている。</p> <p>○ 資金獲得犯罪</p> <p>詐欺、窃盗、薬物事犯、強盗、風適法、犯収法、組処法、賭博、恐喝、迷防条例、入管法</p>

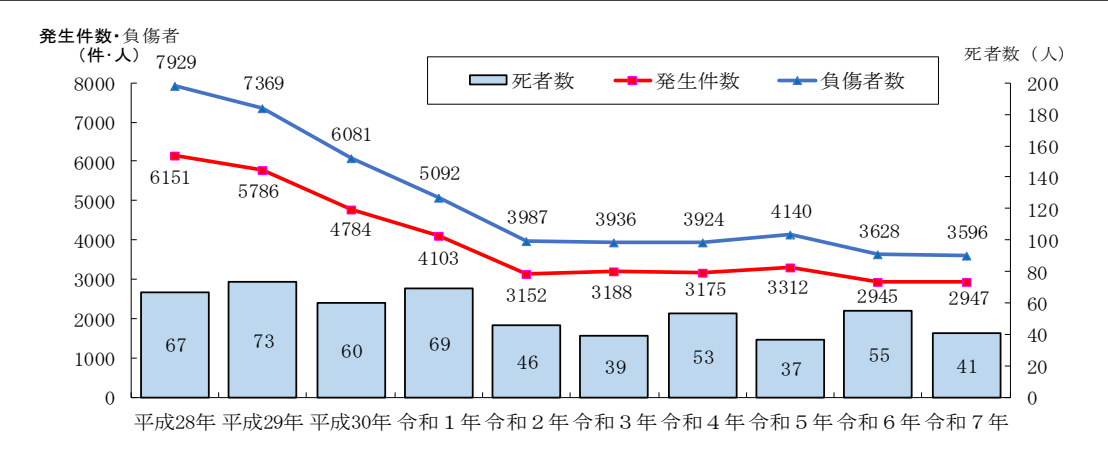
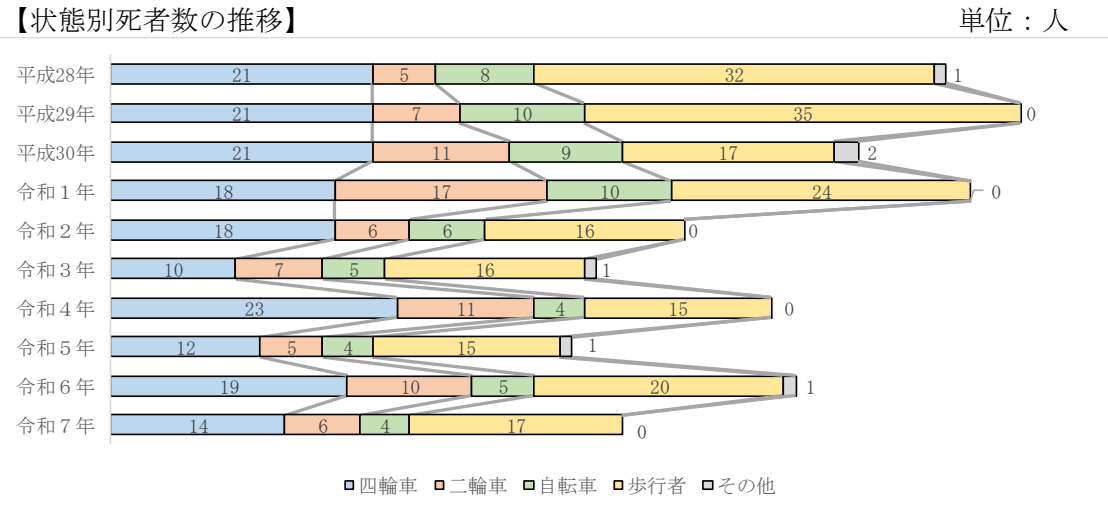
項 目	内 容	備 考																																	
	<p>3 暴力団対策</p> <p>(1) 暴力団情勢 県内の暴力団勢力については、令和7年末現在、19組織、約290人で、うち六代目山口組系及び道仁会系の構成員等が全勢力の約74%を占めている。</p> <p>(2) 暴力団犯罪の検挙状況等 令和7年中の暴力団犯罪の検挙件数は169件（前年比+11件、+7.0%）、検挙人員は127人（前年比+1人、+0.8%）であった。</p>  <table border="1" data-bbox="645 550 1635 1013"> <caption>暴力団犯罪の検挙状況等（令和7年中）</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成28年</td><td>320</td><td>181</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>185</td><td>153</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>225</td><td>199</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>203</td><td>171</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>237</td><td>161</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>173</td><td>139</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>100</td><td>114</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>147</td><td>105</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>158</td><td>126</td></tr> <tr><td>令和7年</td><td>169</td><td>127</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例の運用状況 ア 令和7年中の暴力団対策法の適用 中止命令 5件 損害賠償請求妨害防止命令 1件 イ 令和7年中の熊本県暴力団排除条例の適用なし</p> <p>(4) 暴力団排除対策の取組 TSMCの進出に伴う関連工事から暴力団等を排除すべく、令和4年11月17日にJASM株式会社との間に、「JASM新築工事暴力団等排除対策協議会」が発足された。第2工場の建設が開始されていることから、引き続き、同協議会を通じて、暴力団等の排除及び不当要求の未然防止のための活動を推進する。</p>	年次	検挙件数	検挙人員	平成28年	320	181	平成29年	185	153	平成30年	225	199	令和元年	203	171	令和2年	237	161	令和3年	173	139	令和4年	100	114	令和5年	147	105	令和6年	158	126	令和7年	169	127	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 暴力団勢力 ・組織数 19組織 ・構成員等の数 約290人</p> <p>○ 暴力団犯罪検挙状況 ・検挙件数 5件 (-23件) ・検挙人員 8人 (-2人)</p> <p>※ ()内は前年同期比</p> <p>○ 暴力団対策法、熊本県暴力団排除条例の適用なし</p>
年次	検挙件数	検挙人員																																	
平成28年	320	181																																	
平成29年	185	153																																	
平成30年	225	199																																	
令和元年	203	171																																	
令和2年	237	161																																	
令和3年	173	139																																	
令和4年	100	114																																	
令和5年	147	105																																	
令和6年	158	126																																	
令和7年	169	127																																	

項 目	内 容	備 考
第6 国際・薬物銃器対策 の推進	<p>1 薬物・銃器対策</p> <p>(1) 薬物事犯の検挙状況</p> <p>令和7年中の薬物事犯の検挙人員は127人（前年比+23人）で、うち覚醒剤事犯は76人（前年比+18人）、大麻事犯は49人（前年比+5人）、麻薬及び向精神薬事犯（大麻以外）は2人（前年比±0人）であった。</p>  <p>(2) 銃器押収状況</p> <p>令和7年中の銃器押収は9丁（前年比+4丁）であり、全て拳銃の押収であった。</p> 	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 薬物事犯検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・覚醒剤事犯 6人 (±0人) ・大麻事犯 10人 (+8人) ・麻薬等事犯 0人 (大麻以外) (±0人) <p>○ 銃器押収状況</p> <p>押収丁数 2丁 (-4丁)</p> <p>※ () 内は前年同期比</p>

項 目	内 容	備 考																																																																																																																								
	<p>2 来日外国人対策</p> <p>来日外国人犯罪の検挙状況</p> <p>令和7年中の来日外国人犯罪の検挙件数は106件（前年比-28件、-26.4%）で、検挙人員は56人（前年比+3人、+5.7%）であった。</p> <p>国籍別で見ると、検挙人員はベトナム人が16人（検挙人員の約28.6%）で最も多く、罪種別では窃盗22人（検挙人員の約39.3%）が最も多い。</p>  <p style="text-align: center;">【国籍別の検挙人員】</p> <table border="1" data-bbox="730 1094 1547 1418"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>31</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>16</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>6</td> <td>12</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>6</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44</td> <td>60</td> <td>47</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>53</td> <td>56</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計	ベトナム	6	17	18	31	25	25	24	24	31	16	217	中国	12	14	20	15	13	6	5	8	9	14	116	フィリピン	6	12		5		6	2	3	2	6	42	ネパール	1	1	3	13	1	6	1		2	6	34	韓国	9	2	1	2	2	1		2	1	3	23	アメリカ	2	1	1		1	3	1		1	1	11	タイ	5		1		3		1				10	その他	3	13	3	8	6	6	7	4	7	10	67	合計	44	60	47	74	51	53	41	41	53	56	520	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 来日外国人犯罪検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 11件 (+4件) ・ 検挙人員 4人 (-4人) <p>※ ()内は前年同期比</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計																																																																																																															
ベトナム	6	17	18	31	25	25	24	24	31	16	217																																																																																																															
中国	12	14	20	15	13	6	5	8	9	14	116																																																																																																															
フィリピン	6	12		5		6	2	3	2	6	42																																																																																																															
ネパール	1	1	3	13	1	6	1		2	6	34																																																																																																															
韓国	9	2	1	2	2	1		2	1	3	23																																																																																																															
アメリカ	2	1	1		1	3	1		1	1	11																																																																																																															
タイ	5		1		3		1				10																																																																																																															
その他	3	13	3	8	6	6	7	4	7	10	67																																																																																																															
合計	44	60	47	74	51	53	41	41	53	56	520																																																																																																															

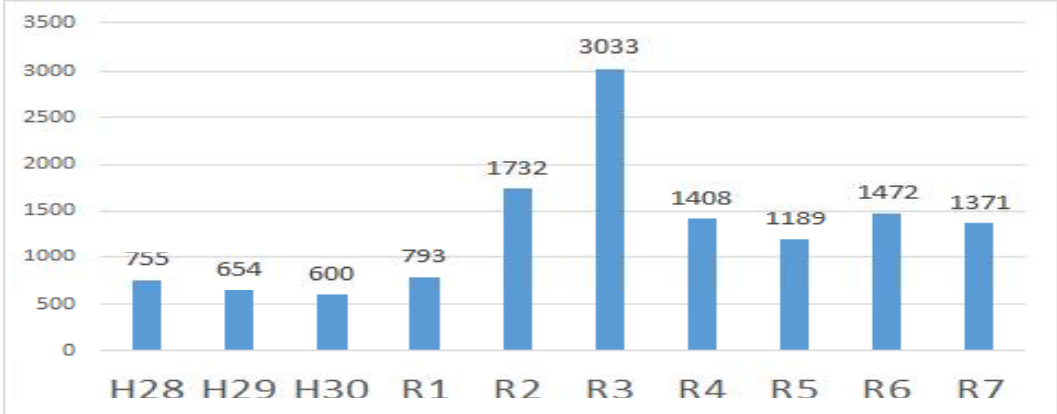


【交通部】




業 務 概 況


項 目	内 容	備 考
<p>第1 交通事故情勢</p>	<p>1 交通事故の発生状況</p> <p>(1) 交通事故の推移</p> <p>令和7年中の交通事故死者数及び負傷者数は減少したものの、発生件数は前年から僅かに増加した。</p> <p>【年別死者数の推移】</p>  <p>【状態別死者数の推移】</p> <p>単位：人</p> 	<p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 交通事故の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数 454件 (+12件) ・死者数 9人 (+3人) ・負傷者数 537人 (-2人) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>【過去5年平均】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数 3,113件 ・死者数 45人 ・負傷者数 3,848人


項 目	内 容											備 考																																																																																																																																																																																											
	(2) 交通事故の特徴（令和7年） ○ 年齢層別では、高齢者(65歳以上)が24人(前年比－7人、構成率58.5%)と、全死者の半数以上を占めた。 ○ 状態別では、歩行中の死者が17人(同－3人、同41.5%)で最も多かった。 【年齢別・状態別の死者数】 単位：人											【令和8年2月末現在】 ○ 交通事故の特徴 ・高齢死者 7人 (+1人) ・歩行中 5人 (+2人) ・自転車乗用中 1人 (+0人) ・二輪車乗車中 0人 (±0人) ・自動車乗車中 3人 (+1人) ・その他 0人 (±0人) ※ () 内は前年同期比																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">歩行者</th> <th colspan="2">自転車乗用中</th> <th colspan="2">二輪車乗車中</th> <th colspan="2">自動車乗車中</th> <th colspan="2">その他</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>'25年</th> <th>'24年</th> <th>'25年</th> <th>'24年</th> <th>'25年</th> <th>'24年</th> <th>'25年</th> <th>'24年</th> <th>'25年</th> <th>'24年</th> <th>'25年</th> <th>'24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども(中学生以下)</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>他10代</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>1</td> <td>(1)</td> <td></td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1)</td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>(1)</td> <td>3</td> <td>(1)</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者</td> <td>65～74</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>(2)</td> <td>5</td> <td>(3)</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>75以上</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>(4)</td> <td>19</td> <td>(7)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>41</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>												歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計		'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	こども(中学生以下)	1						1	(1)			2	0	高校生					1						1	0	他10代							1				1	0	20～24歳							3	1	(1)		0	4	25～29歳	1	1			1	1	2				4	2	30～39歳				1	1	2	1	1			2	4	40～49歳		2	1		1	1	1	1	(1)		3	4	50～59歳	1	3	1			1	2	(1)	3	(1)	4	7	60～64歳		1				1		1			0	3	高齢者	65～74	5	2	1	1	2	1	4	(2)	5	(3)	1	12	10	75以上	9	11	1	3			2	7	(1)			12	21	合計	17	20	4	5	6	10	14	(4)	19	(7)	0	1	41	55		
	歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計																																																																																																																																																																																												
	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年	'25年	'24年																																																																																																																																																																																											
こども(中学生以下)	1						1	(1)			2	0																																																																																																																																																																																											
高校生					1						1	0																																																																																																																																																																																											
他10代							1				1	0																																																																																																																																																																																											
20～24歳							3	1	(1)		0	4																																																																																																																																																																																											
25～29歳	1	1			1	1	2				4	2																																																																																																																																																																																											
30～39歳				1	1	2	1	1			2	4																																																																																																																																																																																											
40～49歳		2	1		1	1	1	1	(1)		3	4																																																																																																																																																																																											
50～59歳	1	3	1			1	2	(1)	3	(1)	4	7																																																																																																																																																																																											
60～64歳		1				1		1			0	3																																																																																																																																																																																											
高齢者	65～74	5	2	1	1	2	1	4	(2)	5	(3)	1	12	10																																																																																																																																																																																									
	75以上	9	11	1	3			2	7	(1)			12	21																																																																																																																																																																																									
合計	17	20	4	5	6	10	14	(4)	19	(7)	0	1	41	55																																																																																																																																																																																									
	注：自動車乗車中の死者の中で()内は同乗者の死者数を示す。 (3) 高齢者が関係する死亡事故の特徴 ○ 高齢死者(24人)の特徴 令和7年中、高齢死者の状態別では、歩行中が14人(前年比＋1人、構成率58.3%)で最も多く、次いで自動車乗車中が2人(同－6人、同25.0%)であった。 ○ 高齢運転者(原付以上、第1当)による死亡事故は12件(前年比－3件)と減少した。 【高齢者の死者数(状態別)】 単位：人											○ 高齢者が関係する死亡事故の特徴 ・歩行中 4人 (+1人) ・自転車乗用中 1人 (±0人) ・二輪車乗車中 0人 (±0人) ・自動車乗車中 2人 (±0人) ・その他 0人 (±0人) ・高齢者第1当死亡事故 2件2人 (+1件±0人) ※ () 内は前年同期比																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車乗車中</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>-6</td> <td>-50.0</td> </tr> <tr> <td>二輪車乗車中</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>+1</td> <td>+100.0</td> </tr> <tr> <td>自転車乗用中</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-2</td> <td>-50.0</td> </tr> <tr> <td>歩 行 中</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>+1</td> <td>+7.7</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-1</td> <td>-100.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>-7</td> <td>-22.6</td> </tr> </tbody> </table>												令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)	自動車乗車中	12	6	-6	-50.0	二輪車乗車中	1	2	+1	+100.0	自転車乗用中	4	2	-2	-50.0	歩 行 中	13	14	+1	+7.7	そ の 他	1	0	-1	-100.0	合 計	31	24	-7	-22.6																																																																																																																																																									
	令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)																																																																																																																																																																																																			
自動車乗車中	12	6	-6	-50.0																																																																																																																																																																																																			
二輪車乗車中	1	2	+1	+100.0																																																																																																																																																																																																			
自転車乗用中	4	2	-2	-50.0																																																																																																																																																																																																			
歩 行 中	13	14	+1	+7.7																																																																																																																																																																																																			
そ の 他	1	0	-1	-100.0																																																																																																																																																																																																			
合 計	31	24	-7	-22.6																																																																																																																																																																																																			

項 目	内 容	備 考																																																							
	<p>(4) 子供（18歳未満）の死傷事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年中の死傷者は380人（前年比+5人）と増加しており、そのうち、登下校中は133人（同-5人、構成率35.0%）であった。 ○ 月別では、9月の死傷者が46人（同+13人、同12.1%）で最も多く、次いで5月が41人（同+2人、同10.8%）で多かった。 ○ 小学生の死傷者は、4年生が23人（同-3人、同21.5%）で最も多く、小学生の合計は107人（同-14人）であった。 ○ 時間帯別では、午前8時台が47人（同+14人・同12.4%）で最も多く、次いで午後4時台が42人（同-1人、同11.1%）で多かった。 ○ 状態別では、自転車乗用中が154人（同+8人、同40.5%）で最も多かった。 <p>【子供の死傷者数（状態別）】 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="638 635 1505 890"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車乗車</td> <td>140</td> <td>147</td> <td>+7</td> <td>+5.0</td> </tr> <tr> <td>二輪車乗車</td> <td>18</td> <td>31</td> <td>+13</td> <td>+72.2</td> </tr> <tr> <td>自転車乗用</td> <td>146</td> <td>154</td> <td>+8</td> <td>+5.5</td> </tr> <tr> <td>歩 行 中</td> <td>69</td> <td>47</td> <td>-22</td> <td>-31.9</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-1</td> <td>-50.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>375</td> <td>380</td> <td>+5</td> <td>+1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 自転車事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年中の自転車関与事故件数及び死者数は減少したものの、負傷者数は増加した。 ○ 年齢層別では、20歳未満の負傷者数が182人（構成率43.3%）で最も多く、うち高校生が100人で半数以上を占めた。 ○ 時間帯別では、午前8時台が61件（同14.1%）で最も多く、次いで午後5時台が45件（同10.4%）で多かった。 ○ 類型別では、出会い頭が220件（同50.7%）で最も多かった。 ○ 自転車当事者(440人)の約半数(200人(同45.5%))に何らかの法令違反が認められた。 <p>【自転車事故の発生状況】 単位：件・人</p> <table border="1" data-bbox="627 1289 1494 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車関与事故件数</td> <td>435</td> <td>434</td> <td>-1</td> <td>-0.2</td> </tr> <tr> <td>乗用中死者数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>-1</td> <td>-20.0</td> </tr> <tr> <td>乗用中負傷者数</td> <td>405</td> <td>420</td> <td>+15</td> <td>+3.7</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)	自動車乗車	140	147	+7	+5.0	二輪車乗車	18	31	+13	+72.2	自転車乗用	146	154	+8	+5.5	歩 行 中	69	47	-22	-31.9	そ の 他	2	1	-1	-50.0	合 計	375	380	+5	+1.3		令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)	自転車関与事故件数	435	434	-1	-0.2	乗用中死者数	5	4	-1	-20.0	乗用中負傷者数	405	420	+15	+3.7	<p>【令和8年2月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供（18歳未満）の死傷事故の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車乗車中16人 (-1人) ・二輪車乗車中 1人 (-2人) ・自転車乗用中16人 (+1人) ・歩行中 7人 (-1人) ・その他 0人 (±0人) <p>※ () 内は前年同期比</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車関与事故発生件数 67件 (+4件) ・自転車乗用中死者 1人 (±0人) ・自転車乗用中負傷者 63人 (+3人) <p>※ () 内は前年同期比</p>
	令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)																																																					
自動車乗車	140	147	+7	+5.0																																																					
二輪車乗車	18	31	+13	+72.2																																																					
自転車乗用	146	154	+8	+5.5																																																					
歩 行 中	69	47	-22	-31.9																																																					
そ の 他	2	1	-1	-50.0																																																					
合 計	375	380	+5	+1.3																																																					
	令和6年	令和7年	増減数	増減率(%)																																																					
自転車関与事故件数	435	434	-1	-0.2																																																					
乗用中死者数	5	4	-1	-20.0																																																					
乗用中負傷者数	405	420	+15	+3.7																																																					




項 目	内 容	備 考
第2 総合的な交通事故抑止対策	<p>1 交通部の推進施策</p> <p>(1) 歩行者の安全確保と子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進</p> <p>(2) きめ細やかな運転者施策による安全運転の推進</p> <p>(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備</p> <p>(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除</p> <p>(5) 自転車その他小型モビリティ対策の強化</p> <p>2 推進事項</p> <p>(1) 歩行者の安全確保と子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進</p> <p>ア 横断歩道における歩行者保護啓発活動の推進 歩行中の交通事故抑止のため、通勤通学時間帯を中心に関係機関・団体と連携した横断歩道における保護誘導活動や運転者及び歩行者の思いやりの意思表示である「てまえ運動」を推進すべく啓発動画、SNS、街頭ビジョン等を活用し広報啓発を図っている。</p> <p>イ 横断歩行者等妨害等違反取締りの強化 横断歩道上における重大交通事故の未然防止及びドライバーに対する歩行者優先の意識醸成のため、特に高齢歩行者や児童が多く通行する横断歩道を中心に、横断歩行者等妨害等違反(以下「歩行者妨害違反」と表記)取締りを実施している。</p> <p>【過去10年間の歩行者妨害違反検挙件数】</p>  <p>3500 3000 2500 2000 1500 1000 500 0</p> <p>755 654 600 793 1732 3033 1408 1189 1472 1371</p> <p>H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7</p>	<p>【横断歩道 止まって渡す「思いやり」キャンペーン】 熊本県交通安全推進連盟主催のもと県民運動として実施(重点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道に関する交通ルールの周知・徹底 ・「てまえ運動」の推進 <p>【啓発動画】</p>  <p>【啓発ポスター】</p>  <p>【令和8年2月末現在】 ○ 歩行者妨害違反 検挙状況 243件 (+94件) ※ ()内は前年同期比</p>





項 目	内 容	備 考
	<p>ウ 「こども」と「高齢者」を守る安全安心実現事業の推進 会計年度任用職員(警察官〇B)6人と委託業者12人の計18人(5個班編制)が、下校時間帯の見守り活動、個別訪問活動等を通じ、交通事故防止活動、「電話で『お金』詐欺」被害防止活動等を融合させた総合的な安全対策を実施している。</p> <p>【令和7年中の実施件数】</p> <p>○ 一般世帯 ～ 51,874件 ○ 見守り活動 ～ 863件</p> <p>また、運転技能自動評価システム(通称「オブジェ」)等の資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、各種警察活動を通じ、交通上危険な行動をとる者(主に高齢者)を把握(キャッチ)し、その場で安全教育(アクション)を行うとともに、電話や訪問等による継続指導(「キャッチ&アクション」制度)も推進している。</p> <p>エ 通学路等における交通指導取締り 通学児童の安全確保を目的に、通学時間帯における積極的な保護誘導活動のほか、可搬式速度違反自動取締装置(通称:可搬式オービス)を活用した速度超過違反取締りも行っている。</p> <p>【令和7年中の実施件数】</p> <p>○ 運用回数 ～ 35回 ○ 検挙件数 ～ 275件</p> <p>オ 通学路等における交通安全施設等の整備 各市町村策定の「通学路交通安全プログラム」に基づき、自治体、学校等関係機関と合同の通学路点検を実施し、交通規制の見直しや横断歩道の補修等を図っている。</p> <p>また、最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めており、令和7年度末までに合志市、水俣市等の7地区の整備が完了、さらに令和8年度末までに、大津町等7地区を整備予定である。</p>	<p>・運転技能自動評価システム(オブジェ)</p>  <p>・可搬式オービス</p>  <p>・物理的デバイス設置例(スムーズ横断歩道)</p> 

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) きめ細やかな運転者施策による安全運転の推進</p> <p>ア 各種講習受講者に対する効果的な交通安全教育の実施 運転免許センターを中心として更新時講習を始めとした各種講習の受講者に対して、法令に則した適正な交通安全教育を実施している。</p> <p>イ 高齢者等に対する安全運転相談の充実 加齢や病気又は身体の障害が原因で、運転免許の継続等に不安を感じている方や、その家族等からの相談に対し、運転免許センターに配置された看護師による専門的知識に基づいた助言のほか、身体状況や病状等に応じた安全運転指導を行っている。また、選択肢の1つとして運転免許証の申請による取消し（自主返納）制度の紹介及び自主返納者に対する各種支援施策の教示も行っている。</p> <p>ウ 外国人運転者対策の強化 外国人運転者による交通事故の防止を図るため、「外免切替」制度において、交通ルールや運転技能の確実な確認を行うなど、制度の適切な運用を図っていくとともに、受験相談者に対して多言語で日本の交通ルールを記載した冊子を配布するなど、日本の交通ルールの周知を推進する。</p> <p>エ 迅速かつ適正な行政処分の実施 道路交通法を繰り返し犯す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対して、危険性に応じた行政処分を厳正かつ迅速に実施している。</p> <p>オ 外国人等にも分かりやすい各種資料の活用 令和7年3月24日から開始された新制度であるオンライン講習において、日本語以外の5カ国語の講習用動画を準備するとともに、従来の対面での講習においても、外国人向け交通安全チラシを活用するなど、外国人に対する交通安全教育の効果を高める取り組みを行っている。</p> <p>【オンライン講習の翻訳言語等】 ○英語、韓国語、中国語(北京語)、ベトナム語、インドネシア語 その他手話通訳入りの動画を作成</p>	<p>○ 違反者講習 軽微な違反で6点になった者が受講する講習。受講すると停止処分が免除される。</p> <p>○ 停止処分者講習 免許の停止処分を受けた者が受講する講習。受講すると停止期間が短縮される。</p> <p>○ 免許証自主返納 道路交通法上は第104条の4で「申請による取消し」として規定されている。</p> <p>○ 外国人向けチラシ 免許センター内で配布</p> 

項 目	内 容	備 考																																														
	<p>(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備 令和7年度は、社会資本整備重点計画（令和3年度～令和7年度）に基づく交通安全施設等整備事業等により、信号機新設7基、信号灯器のLED化約990灯、道路標識約1,000本等を整備・更新するとともに、必要性の低下した信号機19基を撤去した。 本年度は、社会資本整備重点計画に基づき、信号機新設10基、信号灯器のLED化約1,190灯、道路標識約600本等を整備・更新する予定である。 交通安全施設等整備予算額 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="712 544 1554 767"> <thead> <tr> <th>区分/年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助事業</td> <td>564,930</td> <td>514,246</td> <td>▲50,684 (▲9.0%)</td> </tr> <tr> <td>県単独事業</td> <td>1,653,990</td> <td>1,704,681</td> <td>50,691 (3.1%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,218,920</td> <td>2,218,927</td> <td>7 (0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除 ア 飲酒運転根絶に向けた意識啓発 全国交通安全運動、年末年始の交通事故防止運動において、「飲酒運転の根絶」等を重点の一つに掲げて取り組むとともに、飲酒の機会が増える12月には、「飲酒運転根絶広報啓発強化期間」を設け、自治体、関係機関・団体、酒類提供業界等と一体となった広報啓発活動を展開し、県民に「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という規範意識を浸透させ、飲酒運転の根絶を図っている。 イ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 無免許運転、飲酒運転、速度超過、横断歩行者等妨害等重大な交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性が高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進している。</p> <table border="1" data-bbox="712 1174 1361 1418"> <thead> <tr> <th colspan="5">【主な悪質交通違反の検挙状況】</th> </tr> <tr> <th>区分/年次</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無免許</td> <td>343</td> <td>352</td> <td>+9</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>飲酒</td> <td>555</td> <td>568</td> <td>+13</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>速度超過</td> <td>6219</td> <td>6295</td> <td>+76</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>横断歩行者妨害等</td> <td>1472</td> <td>1371</td> <td>-101</td> <td>-6.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分/年度	令和7年度	令和8年度	増減	補助事業	564,930	514,246	▲50,684 (▲9.0%)	県単独事業	1,653,990	1,704,681	50,691 (3.1%)	合 計	2,218,920	2,218,927	7 (0.0%)	【主な悪質交通違反の検挙状況】					区分/年次	R6	R7	増減数	増減率	無免許	343	352	+9	2.6%	飲酒	555	568	+13	2.3%	速度超過	6219	6295	+76	1.2%	横断歩行者妨害等	1472	1371	-101	-6.9%	<p>○ 社会資本整備重点計画 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項）</p> <p>○ 交通安全施設等整備事業 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、総合的な計画の下に行う交通安全施設等整備事業（警察庁補助事業）</p> <p>○ 啓発ポスター</p>  <p>【令和8年2月末現在】</p> <p>○ 悪質交通違反検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締り総数 5,698件 (+51件) ・無免許 47件 (-20件) ・飲酒 75件 (+12件) ・速度超過 1,062件 (+50件) <p>※ () 内は前年同期比</p>
区分/年度	令和7年度	令和8年度	増減																																													
補助事業	564,930	514,246	▲50,684 (▲9.0%)																																													
県単独事業	1,653,990	1,704,681	50,691 (3.1%)																																													
合 計	2,218,920	2,218,927	7 (0.0%)																																													
【主な悪質交通違反の検挙状況】																																																
区分/年次	R6	R7	増減数	増減率																																												
無免許	343	352	+9	2.6%																																												
飲酒	555	568	+13	2.3%																																												
速度超過	6219	6295	+76	1.2%																																												
横断歩行者妨害等	1472	1371	-101	-6.9%																																												

項 目	内 容	備 考																									
	<p>(5) 自転車その他小型モビリティ対策の強化</p> <p>ア 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進 「自転車安全利用五則」の周知徹底を図るほか、スタントマンを活用した「スクエアード・ストレイト教育技法」による効果的な安全教育の実施(R7年度4校実施、R8年度4校実施予定)や、自転車シミュレータ「くまりん号」の活用による体験型交通安全教育の実施、(R7年は、運用回数42回、体験人員2,016人)、交通安全アドバイザーと連携した安全教育の高度化を図っている。</p> <p>イ 交通安全アドバイザーの配置 交通安全教育の支援に特化したアドバイザーを本部に配置し、交通安全活動が必要な地域に対して支援(自転車シミュレータの運用補助や交通安全教育資料の提供)等を行っている。</p> <p>ウ 自転車ヘルメット着用の促進 令和5年4月施行された改正道路交通法により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されたことから、教育委員会等と連携し、頭部保護の重要性やヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を強化した。 令和7年4月からは、県立及び熊本市立高校におけるヘルメット着用が自転車通学の許可条件とされたことから、今後は、私立学校、自治体、一般企業等への働きかけを強化する。</p> <p>エ 自転車利用者に対する指導取締り 4月1日から16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、いわゆる『青切符』が適用されることとなったが、交通指導取締りに対する基本的な考え方は制度導入前と変更はなく ○ 指導警告が原則 ○ 悪質・危険な違反を取締りの対象としている。 また、毎年5月を「自転車月間」と位置付け、自転車利用者に対する基本的な交通ルールとマナーの周知活動や自転車安全教育等様々な取組を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="714 1206 1350 1410"> <thead> <tr> <th colspan="5">【自転車利用者の指導取締り状況】</th> </tr> <tr> <th>区分/年次</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>40</td> <td>115</td> <td>+75</td> <td>187.5%</td> </tr> <tr> <td>指導・警告件数</td> <td>8150</td> <td>8344</td> <td>+194</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8190</td> <td>8459</td> <td>+269</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>	【自転車利用者の指導取締り状況】					区分/年次	R6	R7	増減数	増減率	検挙件数	40	115	+75	187.5%	指導・警告件数	8150	8344	+194	2.4%	計	8190	8459	+269	3.3%	<p>○ 自転車安全利用五則 ・車道が原則、左側を通行 ・歩道(例外)、歩行者を優先 ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ・夜間はライトを点灯 ・飲酒運転は禁止 ・ヘルメットを着用</p> <p>○ 自転車利用者の指導取締り状況 (令和8年2月末現在) ・検挙 10件 (+7件) ・警告 975件 (+72件)</p> <p>※ ()内は前年同期比</p> <p>○ 自転車安全利用モデル校 県立～済々黌、第一、第二、熊本北、熊本西、熊本商業、熊本工業、熊本農業 私立～真和、文徳 市立～必由館、千原台</p>
【自転車利用者の指導取締り状況】																											
区分/年次	R6	R7	増減数	増減率																							
検挙件数	40	115	+75	187.5%																							
指導・警告件数	8150	8344	+194	2.4%																							
計	8190	8459	+269	3.3%																							

項 目	内 容	備 考
<p>第3 その他</p>	<p>オ 自転車運転者講習・特定小型原動機付自転車運転者講習制度の実施 信号無視や一時不停止など一定の交通違反を反復するなど、将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車や特定小型原動機付自転車の運転者に対して、安全運転の大切さを気付かせる講習を義務付けたもの。 3年以内に2回以上、一定の交通違反（危険行為）で検挙された者が対象 【令和7年中の実施件数】 危険行為登録件数～自転車130件、特定小型原動機付自転車2件 運転者講習件数～自転車0件、特定小型原動機付自転車0件</p> <p>1 効果的な交通安全情報の発信 県警公式X（旧ツイッター）などのSNS、県内約50箇所に設置の交通情報板、交通安全チラシ、街頭ビジョン等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="629 746 987 1043" style="text-align: center;"> <p>[交通情報板]</p>  </div> <div data-bbox="1003 746 1339 1182" style="text-align: center;"> <p>[県警公式X]</p>  </div> <div data-bbox="1355 746 1713 1043" style="text-align: center;"> <p>[SNS]</p>  </div> </div>	<p>○ 自転車運転者講習 講習時間 3時間 講習手数料 6,150円</p> <p>○ 特原運転者講習 講習時間 3時間 講習手数料 6,300円</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>2 半導体産業集積強化に伴う交通警察の対応</p> <p>(1) 交通安全施設等の整備等 セミコンテクノパーク周辺の交通量の増大に伴い、通学路等の安全確保を目的として、道路管理者等と連携し、必要な交通安全施設の整備を行っている。</p> <p>(2) 交通渋滞解消に向けた取組 県が設置した「渋滞解消推進本部」に参画し、セミコンテクノパーク周辺における信号機の集中制御化及び光ビーコンや車両感知器を整備するなどの信号制御の最適化を図っている。 令和7年度は、信号制御の最適化、外周エリアにおける信号機の集中制御化、光ビーコン等の整備を行うとともに、令和6年度の整備効果について検証を行い必要な措置を講じるなど、引き続き、道路管理者等と連携しながら渋滞対策に努めていく。</p> <p>(3) 外国の運転免許証から日本の運転免許証への円滑な切替え 半導体関連企業の進出等に伴い、本県における外国免許切替えの申請件数は増加傾向にあったため、昨年度から担当職員を増員し対応している。 また、円滑に運転免許を取得できる環境を整備するため、自動翻訳機の導入や運転免許試験等の多言語化を推進している。</p> <p>(4) 来日外国人に対する交通安全教育の推進 企業、大学等において日本の交通ルールの教養を実施しているほか、外国人向け交通安全チラシ（英語、韓国語、中国語ほか多言語）を作成し、県警ホームページでの公開や、各種安全教育の際に配布している。</p>	<p>・ 光ビーコン</p>  <p>・ 車両感知器</p>  <p>○ 最大短縮路線 菊陽町道南方大人足線 (夕方)</p> <p>○ 外国人対象の交通安全教室 122回 2,592人 (令和7年中)</p>
		

【警備部】 業 務 概 況

項 目	内 容	備 考
第1 情勢に対応した警護 警備の徹底	<p>1 「警戒の空白」を生じさせない警護</p> <p>令和5年春、警備第二課内に「警衛・警護室」を設置し、体制を強化するとともに、警護実施に当たっては、本部長等幹部による綿密な実地踏査を行い、警察庁における審査を経た警備実施計画に基づき、「警戒の空白」を生じさせない警護を実施している。</p> <p>2 的確な警護の実施</p> <p>令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙、令和8年2月の第51回衆議院議員総選挙においては、警護実施が予定される各党の県本部に必要な申し入れを行うなど、情報共有及び緊密な連携の下、適切に選挙警護を実施した。</p> <p>また、令和7年10月以降の高市内閣及び高市第二次内閣において、地元選出国會議員2人が警護対象者に指定されたことから、後援会事務所等と緊密な連携を図るなど、警護に万全を期している。</p> <p>3 教養・訓練の推進</p> <p>警護における十分な体制の確保及び個々の対処能力の向上を図るとともに、警護専従員の育成・確保のため、警察庁が示す体系的な教養訓練を推進し、警護要員の能力に合わせた段階的な訓練を反復実施するとともに、より高度な警護能力の習得を図るため、一定の警護要員を県警察学校に入校させて教養訓練を行うとともに管区警察局主催の訓練等へ積極的に参画している。</p> <p>4 情報収集活動の強化</p> <p>警察本部と警察署が連携し県警一体となって、警護対象者の身辺安全の確保に向けた各種情報の収集・分析を強化している。</p>	

項 目	内 容	備 考
第2 大規模災害等緊急事態対策の強化	<p>1 災害警備活動状況</p> <p>(1) 警備体制及び被害状況 令和7年中は、令和7年8月豪雨に伴い、警備部長を長とする「乙号災害対策本部」を1回、大雨洪水警報等の発表及び県内最大震度5の地震の発生に伴い、警備部参事官を長とする「災害警備対策室」を12回設置し、災害警備活動を実施した。 なお、令和7年8月豪雨では、大雨に起因する災害死4人、行方不明者1人、負傷者25人を出す被害が発生した。</p> <p>(2) 台風の状況 令和7年中、台風は27個発生したが、熊本県に影響を及ぼしたものはなかった。</p> <p>(3) 阿蘇中岳の火山活動 令和7年中は、7月4日に火山性微動の振幅が増加したことに伴い、噴火警戒レベルが「2（火口周辺規制）」に引き上げられ、その後、同月25日には噴火警戒レベル「1（活火山であることに留意）」に引き下げられた。</p> <p>(4) 地震の発生状況 令和7年中は、11月25日の熊本県阿蘇地方を震源とする地震（最大震度5強）の他、震度4の地震を計2回観測した。</p> <p>2 対処態勢の強化</p> <p>(1) 実戦的訓練の反復実施</p> <p>ア 実戦的救出救助訓練の実施 大規模災害発生時に迅速・的確に対処するため、機動隊、九州管区機動隊及び警察署において、実戦的救出救助訓練として、廃車を活用した訓練や土砂災害を想定した採石場等における訓練など実施している。</p> <p>イ 小型重機等のオペレーター育成 災害現場で活用する小型重機や無人航空機（ドローン）の操縦技術の向上を図るため、関係機関と連携して、実際の現場等を想定した操縦訓練を反復実施して</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>いる。</p> <p>ウ 広域緊急援助隊合同訓練</p> <p>毎年管区警察局単位で持ち回り開催される広域緊急援助隊の合同訓練は、九州管区では平成10年から沖縄県を除く各県警の持ち回りで開催されているが、令和7年度は、令和8年2月9日から10日にかけて、大分県大分市において、日向灘を震源とするマグニチュード8.0の地震が発生し大分県内で甚大な被害が発生したとの想定で開催された。</p> <p>同訓練には約600人（広域緊急援助隊等約500人、他機関約100人）が参加し、救出救助訓練や信号滅灯対応訓練のほか、検視訓練、ホイスト救助訓練、映像配信訓練等を実施された。</p> <p>エ 職員招集メール送受信訓練の実施</p> <p>災害発生時における初動態勢の早期確立のため、県警では、職員の携帯電話やスマートフォンの電子メールアドレスをあらかじめ管理サーバーに登録させ運用する「熊本県警察職員招集システム」を構築し、年数回、災害発生を想定した職員招集メール送受信訓練を実施して、職員の災害に対する意識高揚を図っている。</p> <p>オ 風化防止訓練の実施</p> <p>「熊本地震」の経験や教訓の風化防止を図るため、毎年、前震発生日である4月14日に合わせ、各警察署ごとに署員に対する無線通話試験、画像送信訓練及び教養を実施している。</p> <p>(2) 警備実施部隊に対する訓練及び研修会の実施</p> <p>大規模災害等緊急事態に際し、迅速・的確な警備活動を行うため、警察本部及び各警察署においては人事異動による新体制に移行後、直ちに災害警備計画にある各班の要員指定を行うとともに各種訓練教養を実施していく。</p> <p>特に、発災後直ちに現地に入り現地本部調整や部隊運営を担う「指揮支援班」に対する研修会を実施するなど、職員一人一人の任務の周知、隊員同士の連携強化等、</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>県警全体の災害対応能力向上を図っていく。</p> <p>(3) 災害用装備資機材の整備・拡充</p> <p>災害現場等における迅速な救助活動に資するため、災害用装備資機材の整備・拡充を図るとともに、操作技術などの向上を図っている。</p> <p>ア 令和7年度中に整備した主な災害用装備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用ヘルメット 5個 ○ 充電式チェーンソー 4台 ○ 充電式レスプロソー 8台 ○ レシプロシーブレード 8セット 等 <p>イ 令和8年度に整備予定の主な災害用装備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ドローン 1機 ○ ポータブル蓄電池 5台 ○ 充電式エンジンカッター 4台 ○ 充電式レスプロソー 5台 ○ 救命胴衣 146着 ○ タープテント 23個 ○ アウトドアワゴン 8個 <p>(5) 災害教養動画の掲載</p> <p>警察署に勤務する警察官の災害時における救出救助技術の向上・維持を図るため、ロープ操法、装備資機材取扱要領、救出救助要領を題材とした教養動画を作成し、令和4年3月から県警内のパソコン内で視聴できるよう掲載しており、平素からの災害能力向上に努めている。</p>	

項 目	内 容	備 考
第3 経済安全保障対策の 推進	<p>1 対策の重要性</p> <p>近年、安全保障の裾野が経済及び技術の分野に急速に拡大し、我が国を巡る経済安全保障上の脅威は一層顕在化している。我が国は、世界中で利用されている先端技術を数多く有しており、このような技術の流出は、国益を害するおそれがあることから、その防止に向けた取組は極めて重要な課題である。</p> <p>特に、本県においては、半導体世界大手のT S M C（台湾積体電路製造）の進出に伴い、今後更に半導体を始めとする先端企業が集積していくものと思われ、所在の企業、教育・研究機関等が、諸外国による技術情報獲得の標的となることが懸念される。</p> <p>2 技術情報流出事例</p> <p>(1) 不正競争防止法違反事件（令和2年：大阪府警）</p> <p>大手化学メーカーの社員が、勤務先の営業秘密であるタッチパネル等に使用される素材に関する技術情報を不正に領得し、中国に所在する企業に開示したものの</p> <p>(2) 不正競争防止法違反事件（令和2年：警視庁）</p> <p>大手通信会社の社員が、在日ロシア通商代表部の代表代理から唆され、勤務先の機密情報を不正に領得し、同代表代理に渡していたものの</p> <p>(3) 不正競争防止法違反事件（令和8年：警視庁）</p> <p>工作機械関連会社に勤務する従業員が、在日ロシア通商代表部職員から現金の供与や飲食接待等を受け、同職員に対し勤務先の新製品の開発に関する営業秘密を不正に渡していたものの</p> <p>3 警察の取組</p> <p>(1) 情報収集・分析、取締り</p> <p>技術情報の流出に係る不審情報の収集に努め、実態解明を図るとともに、違法性が疑われる行為を認知した際は、関係機関と連携し、あらゆる法令を駆使して事件化を推進する。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) アウトリーチ活動</p> <p>技術情報の流出を防止するためには、検挙だけではなく、官民連携の下、被害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>県警では、企業や大学等が行う技術流出防止対策に資するよう、これまで警察が解明してきた技術流出の手口や、それに対する有効な対策のノウハウを情報提供する「アウトリーチ活動」を推進している。</p> <p>また、熊本県を始め、熊本経済同友会、熊本県工業連合会等関係機関・団体の理解と協力の下、官民連携のネットワーク「熊本県技術情報流出防止ネットワーク（通称：TLP ネット熊本）」を構築し、幅広い情報発信や、相互の意見交換等を実施している。</p> <p>今後も引き続き、アウトリーチ活動を通じて、企業等における技術流出に関する危機意識の向上を図るとともに、自主的な技術流出防止対策の促進につなげ、技術流出の未然防止に努める。</p>	<p>※ アウトリーチ 和訳：援助する、手を差し伸べる</p>

項 目	内 容	備 考
<p>第4 大規模警備を見据えた警備諸対策の推進</p>	<p>1 官民一体となったテロ対策の推進</p> <p>(1) 爆発物の原料となり得る化学物質への対策</p> <p>ア 「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」の運営</p> <p>外事課を事務局として、熊本県、熊本市、薬剤師会、薬品肥料取扱企業・団体で構成する「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」を構築し、毎年定例会議を開催している。</p> <p>同会議等を通じて、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の身分確認を徹底するよう指導するとともに、不審な購入者への対処要領を教示するなど、同対策への理解と協力を依頼している。</p> <p>イ 学校等に対する管理者対策の推進</p> <p>警察官による直接訪問活動を推進し、学校の実験等で使用されている薬品等で、爆発物の原料となり得る化学物質について、その保管、管理の徹底を依頼している。</p> <p>(2) テロのインフラとなり得る事業者等への対策</p> <p>旅館、インターネットカフェ、レンタカー、住宅宿泊事業者（いわゆる「民泊事業者」）等、テロのインフラとなり得る事業者に対して、訪問活動を通じてテロ対策への理解と協力を求めるとともに、利用者の本人確認を徹底するよう働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。</p> <p>(3) 「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」の設立</p> <p>平成30年7月、テロを許さない安全な熊本の実現を目的として43機関からなる「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」を設立し、以後同枠組みを活用して定例会を開催し、参画機関とテロ対処訓練や広報啓発活動を実施している。</p> <p>※ 令和7年度の定例会及び訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR熊本駅前広場におけるテロ防止キャンペーン（令和7年4月） 	

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ グランメッセ熊本におけるテロ防止講話及びNBCテロ訓練（令和7年5月） ・ 県立劇場におけるテロ防止講話及びテロ対処訓練（令和7年7月） ・ JR九州熊本総合車両所における機動隊によるテロ対処訓練及び新幹線フェスタ25における啓発キャンペーン（令和7年7月） ・ JR九州における不審者対応訓練及びテロ防止講話（令和7年11月） ・ 県立劇場における機動隊による爆発物対応訓練（令和7年12月） <p>(4) テロ等対策資機材の整備 安全・安心な熊本の実現のために、装備資機材の整備・拡充を図るとともに取扱いに係る習熟訓練等を実施している。</p> <p>2 沿岸部警戒及び関係機関と連携した水際対策推進状況</p> <p>(1) 不法入国やテロリスト上陸等の未然防止を目的とした沿岸パトロールの実施 熊本県沿岸警備協力会（事務局：外事課）は、密入国等の沿岸犯罪防止を目的とする任意団体であり、県内の沿岸地域を管轄する10署に設置され、沿岸パトロール等の活動を実施している。</p> <p>(2) 関係機関との水際対策会議の開催 毎年、海上保安庁、出入国在留管理局及び税関と「熊本県水際対策ネットワーク会議」を開催している。</p> <p>3 官民連携した訓練等の実施状況 現在、関係機関等との合同訓練を随時実施するとともに、今後もテロの標的となり得る施設等と連携し、訓練等テロ防止対策を推進していく。</p> <p>(1) 熊本空港及び天草飛行場におけるハイジャック等の事案対処訓練 熊本空港及び天草飛行場において、例年、ハイジャック事件が発生した場合における関係機関との連携強化及び事案対処能力の向上を目的とし、事案対処訓練等を</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>行っている。</p> <p>※ 令和7年度中の訓練状況 熊本空港ハイジャック事案対処訓練・実機見分（令和8年2月）</p> <p>(2) JRとの事案対応訓練・教養の実施 基本的に年に1回以上、JRと共同訓練等を実施している。</p> <p>※ 令和7年度中の訓練状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR熊本駅前広場におけるテロ防止キャンペーン（令和7年4月） ・ JR九州熊本総合車両所における機動隊によるテロ対処訓練及び新幹線フェスタ25における啓発キャンペーン（令和7年7月） ・ JR九州における不審者対応訓練及びテロ防止講話（令和7年11月） <p>(3) 国際港湾におけるテロ対処訓練の実施 県内の国際港湾において、出入国在留管理局、税関及び海上保安庁等関係機関と合同で、貨物船等船舶からのテロリスト侵入等を想定した対処訓練を実施している。</p> <p>※ 令和7年度の訓練状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本港情報伝達訓練（令和7年9月、12月） ・ 八代港保安対策総合訓練（令和7年11月） ・ 八代外港における緊急事態対処訓練（令和7年11月） ・ 三角港テロ対策合同訓練（令和8年1月） <p>4 サイバー攻撃等新たな脅威へ対応するための取組状況</p> <p>(1) 重要インフラ事業者等訪問の実施 重要インフラ事業者等のうち、サイバーテロ発生時に県民生活に大きな影響を及ぼすおそれのある7分野10事業者に対して個別訪問を実施し、サイバー攻撃への危機意識の向上等を目的にサイバー攻撃情勢等に関する情報提供等を行っている。 なお、令和7年中は、概ね3か月ごとに個別訪問を実施し、サイバー攻撃の脅威</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>や情報セキュリティに関する情報提供等の注意喚起を実施している。</p> <p>(2) 熊本県サイバーテロ対策連絡協議会の充実</p> <p>平成23年5月、重要インフラ事業者等10分野17事業者が参画して発足した熊本県サイバーテロ対策連絡協議会については、現在、13分野30事業者に拡充している。</p> <p>なお、令和7年中は、11月20日、警察本部において協議会を開催した（協議会会員23事業者25人参加）。</p> <p>協議会では、令和6年度の活動報告及び令和7年度の活動計画について審議を行ったほか、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるサイバー攻撃対策セミナーを開催した。</p> <p>5 重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等への対策の推進</p> <p>(1) 重要施設</p> <p>空港、新幹線駅、ライフライン、先端技術関連施設等の重要施設について、管轄警察署において重点警戒や管理者対策を実施している。</p> <p>(2) 不特定多数の者が集まる施設等</p> <p>公共施設、スタジアム、コンサートホール、大規模商業施設、ホテル等の不特定多数の人が集まる施設（いわゆるソフトターゲット）については、管轄警察署において、重点警戒や管理者対策を実施している。</p> <p>6 各警備部隊の対処能力の向上</p> <p>(1) 専門部隊</p> <p>機動隊の専門部隊(爆発物処理、銃器対策等)による実戦的訓練を反復して実施することにより、事案対処能力の向上を図っている。</p> <p>(2) 一般部隊</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>九州管区機動隊や各警察署員で編成される第二機動隊について、定期的に各種警備訓練を実施し、大規模な警備実施に備えている。</p>	